

CHUBB®

# My Room Plan

マイルームプラン  
(新・家財総合保険+賠償責任保険)

## 保険ハンドブック

### 借用住宅ご入居の皆様

万一事故が起こった時のための  
家財の保険と賠償責任保険の  
2つをセットした保険です。

家財も

賠償も



Index	I. 商品のご案内	1
	II. 重要事項説明書 契約概要	9
	III. 重要事項説明書 注意喚起情報	13
	IV. 普通保険約款・特約	17

もしも事故にあわれたら…  
ただちに、ご連絡ください。

事故受付サービス・ダイヤル

0120-715-015

事故対応時間: 月～金 9:00～17:00

※上記の時間帯以外、土日・祝日・年末年始は  
事故報告の受付のみ行っています。

転居に伴う保険解約のご連絡  
変更などの保険に関してのご相談・ご要望

サービス・ダイヤル

0120-103-083

受付時間: 月～金 9:00～17:00

※土日・祝日・年末年始を除きます。

引受保険会社

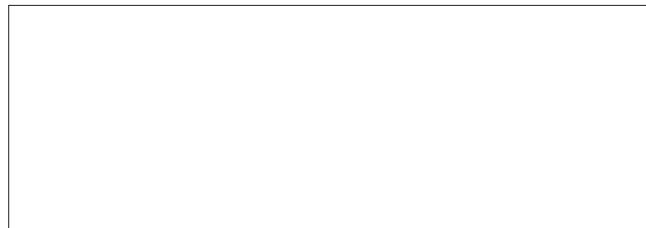
Chubb 少額短期保険株式会社 (チャブ少額短期保険)

〒141-0001 東京都品川区北品川6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山

<https://www.chubb.com/chintai-jp/>

取扱代理店



2023年9月版

SY23-002

# マイルームプランは、万一の事故のとき、お客様の大切な

火災・爆発・盗難などの事故による家財の損害保険金に加え、各種保険金をお支払いします。

## 家財を補償 (損害保険金) 基本契約



①火災



②落雷



③破裂・爆発



④建物外部からの物体の  
落下・飛来・衝突・倒壊



⑤給排水設備に生じた事故による  
水ぬれ



⑥騒じょう・労働争議に伴う  
暴力行為・破壊行為



⑦風災・ひょう災・雪災



⑧水災



⑨家財・通貨の  
盗難



⑩持ち出し家財

補償の対象となるもの: 保険契約証・継続証記載の借用住宅 (敷地内) に収容されている家財

## 上記事故に伴う、いろいろな出費をサポート (費用保険金) 基本契約

### ⑪残存物取片づけ費用



①～⑧の事故により、損害保険金がお支払われるとき、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。ただし損害保険金の10%を限度とします。

### ⑫失火見舞費用



①または③の事故により、第三者の所有物を滅失、毀損または汚損 (煙損害または臭気付着による損害を除きます) させたとき、被災世帯の数×1被災世帯あたりの支払額 (10万円) をお支払いします。ただし、1事故につき保険の対象の保険金額の20%を限度とします。

### ⑬ドアロック交換費用



ドアロックの交換または修理に要した額をお支払いします (警察署あてに被害届を提出し、受理された場合に限り)。ただし、1事故につき、1敷地内ごとに3万円を限度とします。

### ⑭臨時宿泊費用



①～⑧の事故により損害保険金がお支払われる場合で、被保険者が保険契約証記載の借用住宅の代替として宿泊施設等を臨時使用した場合の宿泊費を負担することによって被る損害に対して臨時宿泊費用保険金をお支払いします。借用住宅が事故発生直前の状態に復旧されるまでの間の宿泊費用 (臨時宿泊費用の実費) に限ります。ただし、1室1泊につき2万円かつ14泊までとし、1事故につき20万円を限度とします。

# 家財をお守りする保険です。

本ページは、各補償内容をわかりやすく紹介したものです。  
詳細はP9以降の「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）、  
普通保険約款・特約」をご参照ください。

## ■損害保険金をお支払いする主な場合の事例

支払事由	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
 <b>①火災</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タバコの火の消し忘れで火災を起こし家具や洋服を焼失してしまった</li> <li>隣室の火災が延焼し、家具や洋服などが焼失してしまった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に伴う火災で、家財が焼失してしまった</li> <li>タバコにより床を焦がしてしまった</li> </ul>
 <b>②落雷</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>突然の落雷により、冷蔵庫が故障した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>突然の落雷で、パソコンなどのデータが消失した</li> </ul>
 <b>③破裂・爆発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス漏れによるガス爆発で家具や食器が壊れてしまった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内に置いていた消火器が膨張爆発したものの、特にその事故によって生じた家財損害がなかった</li> </ul>
 <b>④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブレーキ操作を誤った車が建物の外壁を突き破って、収容の家財が破損した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近所の子供が蹴ったサッカーボールが、敷地外にあった自転車や原付自転車にぶつかり破損をしてしまった</li> </ul>
 <b>⑤給排水設備に生じた事故による水ぬれ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借用住宅内の給水管が壊れ、家具が汚損を被った</li> <li>洗濯機の排水ホースが外れていっ水し、部屋が水浸しになって家財に損害が生じた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水をいれた鍋を自分でひっくり返し、自分のカーペットを汚損させた</li> <li>雨漏りにより、家財に損害が生じた</li> </ul>
 <b>⑥騒ぎよう・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働争議で部屋に乱入され、家具が壊された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦争により社会騒ぎようが起こり、部屋の家具が壊された</li> </ul>
 <b>⑦風災・ひょう災・雪災</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>竜巻で飛んできた木材が窓ガラスを突き破り、テレビを壊した（20万円以上の損害が発生した場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借用住宅の窓ガラスが開いていて、ひょうや雪が吹き込み、パソコンが壊れた</li> </ul>
 <b>⑧水災</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨で河川が氾濫し、借用住宅が床上浸水し、家財が汚損した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床下浸水、地盤面より45cm以下の浸水または家財の損害が再調達価額30%未満だった</li> </ul>
 <b>⑨家財・通貨の盗難</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き巣が侵入し、指輪と現金が盗まれた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出中に車上荒らしに遭い、車にあったカメラを盗まれた</li> <li>空き巣が侵入し、車のカギが盗まれた</li> </ul>
 <b>⑩持ち出し家財</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行先の旅館室内で火災に遭い、衣類が焼失した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行先の旅館内で、現金と乗車券が盗まれた</li> </ul>

⑮ 修理費用等を補償 (修理費用保険金) **基本契約**

- (1) ①～⑦および⑨の事故により借用住宅に損害が生じた場合、被保険者がその貸主との賃貸借契約等の契約に基づき、自己の負担で原状回復した場合の原状回復費用 (100万円限度)
- (2) 借用住宅の専用水道管の凍結による損壊の原状回復費 (10万円限度)
- (3) 借用住宅内における被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害の原状回復費用 (30万円限度)
- (4) 借用住宅に備え付けられた洗面台の洗面ボウル破損による損害が生じた場合、被保険者がその貸主との賃貸借契約等の契約に基づき、自己の負担で原状回復した場合の原状回復費用 (10万円限度)

賠償責任を補償 (賠償責任保険) **基本契約**

## ⑯ 借家人賠償責任



被保険者の借用する住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。

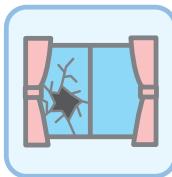
## ⑰ 個人賠償責任



日本国内において、被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。なお、他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象になりません。

⑱ 更に安心な修理費用を補償 **特約** (修理費用拡張補償特約)

- (1) ガラス、浴槽、洗面化粧台、便器の被保険者による損壊を補償 (熱割れによる網入りガラスの損壊も対象) ※100万円限度 (免責金額 なし)
- (2) ①～⑦と⑨および⑮ (但し⑮の(4)を除く) の事故以外の不測かつ偶然な事故による借用住宅の被保険者による損壊を補償 ※100万円限度 (免責金額 3万円)

⑲ 免責金額を0円に **特約** (修理費用拡張補償特約免責ゼロ特約)

上記⑱修理費用拡張補償特約 (2) の免責金額を0円にします。

⑳ もしもの時のための修理費用の拡大補償 **特約**

(被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害についての修理費用保険金の支払限度額引上げおよび遺品整理費用補償特約※以下修理費用拡張補償特約ワイドといいます)

㉑ 借家人賠償責任保険の拡大補償 **特約** (借家人賠償責任拡張担保特約)

## ■ 死亡による修理費用

借用住宅内における被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害の原状回復費用の限度額を50万円に増額

## ■ 死亡による遺品整理費用

被保険者の死亡により、借用住宅を貸主に明け渡すための必要な遺品の整理に要する費用 (50万円限度)

## ■ 借家人賠償責任保険の補償を拡大

火災・破裂・爆発に加えて、死亡による修理費用、死亡による遺品整理費用において、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約に従い、借家人賠償責任拡張担保特約保険金を支払います。

## ⑮ 修理費用保険金

対応プランは申込書に記載されています

支払事由	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合	対応プラン
①～⑦および⑨に該当する事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き巣に入られ、現金が盗まれた際に割られた窓ガラスを、防犯のため自己の費用で修理した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単なる風の吹き込みで、借用住宅又は、窓などの開口部に直接損害がないが、借用住宅内部に損害が生じた</li> <li>雨漏りで、借用住宅の壁が汚損した</li> </ul>	全プラン (L・S・W・P)
専用水道管の凍結による損壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>凍結によって借用住宅内の専用給水管が破裂した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>凍結によって、借用住宅外の共用縦管が破裂した</li> </ul>	
被保険者死亡による借用住宅の汚損	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が借用住宅内で死亡し、部屋の清掃費用を、法定相続人もしくは連帯保証人が支払った(30万円限度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が借用住宅外で死亡し、法定相続人が部屋の退去費用を支払った</li> <li>被保険者が借用住宅内で死亡し、借用住宅に汚損損害が発生したが、連帯保証人がおらず、法定相続人が相続放棄をした</li> </ul>	
洗面ボウルの破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドライヤーを落として洗面ボウルを壊してしまい、洗面ボウルだけを修理した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面ボウルにヘアピンを置いてサビが残った</li> </ul>	

## 賠償責任保険

対応プランは申込書に記載されています

支払事由	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合	対応プラン
⑮借家人賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>借用住宅内でストーブが倒れ火災が発生し、借用住宅が燃えてしまい、大家さんに弁償しなければならなくなった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借用住宅内でたばこを落とし、床にコゲ跡が残った</li> <li>子供が室内で遊んでいて、壁に穴をあけてしまった</li> </ul>	全プラン (L・S・W・P)
⑰個人賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら設置した洗濯機のホースが外れてしまい階下へ水漏れ損害を与えた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物設備である水道管などの老朽化による水漏れで階下に損害が発生した</li> </ul>	

## 特約 (基本契約とは別途保険料が必要です)

対応プランは申込書に記載されています

支払事由	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合	対応プラン
⑯修理費用拡張補償特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室で転倒し、誤って浴槽にヒビを入れてしまった</li> <li>洗面化粧台に誤ってドライヤーを落として化粧台を壊した</li> <li>自ら設置した棚が落ちてトイレタンクを壊してしまった</li> <li>網入りガラスが日射を受け窓枠との温度差により、網入りガラスが熱割れした</li> <li>家具を移動していてバランスを崩し、借用住宅の壁を壊してしまった(免責3万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室の排水蓋が老朽化により割れた</li> <li>網入りガラスの熱割れを長期間放置し、水が浸入し内部の鉄線自体の損耗やサビにより膨張して窓ガラスが割れてしまった</li> <li>タバコの火が灰皿から落ち、床を焦がしてしまった</li> <li>結露によりクローゼット内にカビが生えた</li> </ul>	Sプラン
⑰修理費用拡張補償特約 免責ゼロ特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>修理費用拡張補償特約の不測かつ偶然な事故による借用住宅内の損害(家具を移動して壁を壊してしまった等の事故)の免責金額を0円へ</li> </ul>		Pプラン Wプラン
⑳修理費用拡張補償特約 ワイド	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が(借用住宅内外を問わず)死亡し、業者が遺品整理を行い、法定相続人や連帯保証人がその費用を支払った(50万円限度)</li> <li>被保険者が借用住宅内で死亡し、法定相続人や連帯保証人が部屋の清掃費用を支払った(50万円限度)</li> </ul>		
㉑借家人賠償責任拡張担保特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が(借用住宅内外を問わず)死亡し、業者が遺品整理を行い、これについて貸主に対し法律上の損害賠償責任が生じて、法定相続人や連帯保証人がおらず、借用住宅の管理会社等(借用住宅のオーナーを除く)がその費用を支払った(50万円限度)</li> <li>被保険者が借用住宅内で死亡して部屋を汚してしまった。これについて貸主に対し法律上の損害賠償責任が生じて、法定相続人や連帯保証人がいない際に、借用住宅のオーナーが清掃費用を支払った(50万円限度)</li> </ul>		

## マイルームプラン（新・家財総合保険＋賠償責任保険）概要

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払いする保険金
新・家財総合保険	損害保険金 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ⑤給排水設備に生じた事故による水ぬれ ⑥騒じょう・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	保険期間中に生じた左記の事故により保険の対象に損害が生じたとき  再調達価額によって定めた損害額（保険金額が限度）  貴金属・美術品等は時価額（保険価額）を基準に損害額を算出し、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。 価値の下落は損害には含みません。
	⑦風災・ひょう災・雪災	家財を収容する借用住宅が直接の被害を受けた場合で、かつ家財の損害額が再調達価額で20万円以上となった場合
	⑧水災	(1) 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (2) (1)に該当しない場合において、家財を収容する借用住宅が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
	⑨盗難	イ.家財 保険の対象の盗難および盗難により生じた破損・き損または汚損
ロ.通貨 借用住宅内における次のいずれかに該当する物の盗難によって損害が生じたとき (1) 通貨 (2) 乗車券等（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券）		
⑩持ち出し家財	一時的に持ち出した家財が日本国内の他の建物内において、次のいずれかに該当する損害が生じた場合は、その損害に対して、損害保険金を支払います。 (1) 保険金をお支払いする場合の①～⑥の事故によって生じた損害 (2) 保険金をお支払いする場合の⑦によって生じた損害。ただし、損害の額が再調達価額で20万円未満のときは、損害保険金を支払いません。 (3) 保険金をお支払いする場合の⑨によって生じた損害（通貨・乗車券等の盗難の場合を除きます。）	再調達価額によって定めた損害額（1事故につき50万円または保険金額の20%に相当する額の内いずれか低い額が限度）
費用保険金	⑪残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取り片づけに必要な費用の額（損害保険金の10%が限度）
	⑫失火見舞費用	火災、または破裂・爆発により、第三者の所有物を滅失、き損または汚損（煙損害または臭気付着による損害を除きます。）させたとき  被災世帯の数×1被災世帯あたりの支払額（10万円）（1事故につき保険の対象の保険金額の20%に相当する額を限度）

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払いする保険金	
新・家財総合保険	費用保険金 ⑬ドアロック交換費用	被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。 (1) 盗難による損害保険金が支払われる場合において、盗難の再発防止のため、保険契約証記載の借用住宅の出入口のドアロックを取り替えるための費用 (2) 被保険者によって保険契約証記載の借用住宅から持ち出された鍵が日本国内で盗取されたことにより、保険契約証記載の出入口のドアロックを取り替えるための費用 (3) 鍵穴にガムや接着剤を入れられる等の悪戯された場合	ドアロックの交換に要した費用（1事故につき、1敷地内ごとに3万円を限度） (2) (3) 共通 所轄の警察署に盗難被害の届出を受理されたことが条件
	⑭臨時宿泊費用	保険金をお支払いする場合の①～⑧の事故により保険金が支払われるとき、被保険者が保険契約証記載の借用住宅の代替として宿泊施設等を臨時に使用した場合の宿泊費用を負担することによって被る損害に対して臨時宿泊費用保険金を支払います。ただし、借用住宅が事故発生直前の状態に復旧されるまでの間の宿泊費用に限りです。	臨時宿泊費用の実費。（1室1泊につき2万円かつ14泊までとし、1事故につき20万円を限度）
	修理費用保険金 ⑮修理費用	(1) 保険金をお支払いする場合の①～⑦および⑨の事故により損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担することによって被る損害に対し、修理費用保険金を支払います。 (2) 保険の対象を収容する借用住宅の専用水道管が凍結によって損壊を受け、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分の専用水道管にかかわる修理費用は支払いません。 (3) 借用住宅内における被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害について、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用で、被保険者の同居人、賃貸借契約における被保険者の連帯保証人本人および法定相続人が負担することによって被る損害に対して、修理費用保険金を支払います。 (4) 保険契約証記載の借用住宅に備え付けられた洗面台の洗面ボウルに破損による損害が生じ、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担することによって被る損害に対して、修理費用保険金を支払います。	(1) 修理に実際に要した額。（1事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度） (2) 修理に実際に要した額。（1事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度） (3) 修理に実際に要した額。（1事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度） (4) 修理に実際に要した額。（1事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度）
賠償責任保険	⑯借家人賠償責任	被保険者の借用する住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき	損害賠償金額（1事故につき1,000万円限度、また訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む）
	⑰個人賠償責任	日本国内において、被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ※他人からの借り物や預り物の損害に対する賠償責任は補償の対象とはなりません。	損害賠償金額（1事故につき1,000万円限度、また訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む）

(注1) ①～⑮までと⑯～⑳の支払保険金の合計額は、1回の事故につき、保険契約証記載の保険金額が限度となります。また、保険期間中1,000万円を支払限度とします。

(注2) ⑯⑰⑱賠償責任の支払保険金の合計額は1事故/保険期間中1,000万円が限度となります。

## 別途保険料が必要な特約

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払いする保険金	
新・家財総合保険	特約  ⑱修理費用拡張補償特約	当社は、普通約款第50条（修理費用保険金を支払う場合）(1) から (3) までに掲げる事故以外の不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害について、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等に基づきまたは緊急的に、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担することによって被る損害に対して、この特約条項および普通約款に従い、修理費用拡張補償保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合ならびに普通約款第50条（修理費用保険金を支払う場合）(1) から (3) までの修理費用保険金が支払われる場合を除きます。	(1) ガラス、洗面化粧台、浴槽および便器の損害に対して、その損害の額。(1事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度) (2) その他不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害に対して、その損害の額から保険契約記載の免責金額を差し引いた額。(1事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度)
	⑲修理費用拡張補償特約 免責ゼロ特約	当社は、この特約により修理費用拡張補償特約第6条（修理費用拡張補償保険金の支払額）(2) に規定する免責金額を修理費用拡張補償保険金の支払額から差し引きません。	上記⑱修理費用拡張補償特約 (2) の免責金額を0円にします
	⑳修理費用拡張補償特約 ワイド	(1) 当社は、この特約条項に従い、普通約款第52条（修理費用保険金の支払額）(3) の規定にかかわらず、被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害についての修理費用保険金の支払限度額を1回の事故につき、1敷地内ごとに50万円とします。 (2) 当社は、被保険者の死亡を原因として借用住宅の賃貸借契約が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品の整理を行うべき者が遺品整理のための費用を負担した場合は、その遺品整理費用に対して、この特約条項に従い、遺品整理費用保険金を支払います。	(1) 実際に要した額。(1事故につき、1敷地内ごとに50万円を限度) (2) 実際に要した額。(1事故につき、1敷地内ごとに50万円を限度)
賠償責任保険	特約  ㉑借家人賠償責任 拡張担保特約	当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下、「賠償責任普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払う場合）に掲げる事故に加え、次の各号に掲げる事故により、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約に従い、借家人賠償責任拡張担保特約保険金を支払います。 (1) 借用住宅内における被保険者の死亡を原因（注1）として借用住宅の汚損損害が発生したとき。 (2) 借用住宅内における被保険者の死亡を原因（注1）として賃貸借契約が終了する場合において、借用住宅内に残された遺品を整理しなければならないとき。 なお、遺品を整理しなければならないときは次の場合をいいます。 ア. 遺品整理を行うべき者（注2）が、遺品整理を行うとき。 イ. 遺品整理を行うべき者（注2）が賃貸借契約に基づく借用住宅の明け渡しを速やかに履行しないとき、または遺品整理すべきもの（注2）がないために借用住宅に残置されている被保険者の遺品を当該借用住宅の貸主において整理しなければならないとき。  (注1) 死亡については、その原因を問いません。 (注2) 被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、相続財産管理人もしくは借用住宅の賃貸借契約上、残置物を引き取るべき者の定めがある場合は、その者を含みます。ただし、賃貸借契約上の残置物を引き取るべき者の定めがある場合において、その者が貸主である場合を除きます。	(1) 損害賠償金額（1事故につき、1敷地内ごとに50万円を限度）訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む) (2) 損害賠償金額（1事故につき、1敷地内ごとに50万円を限度）訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む)

(注3) 特約は保険契約者の希望で付帯（セット）できます。特約の付帯された保険料は、マイルームプラン「販売プランと引受保険金額一覧」（別冊）をご確認ください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの方の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 家財の紛失、置き忘れ
- (3) 借用住宅が所在する敷地内の外での事故
- (4) 持ち出し家財である原動機付自転車、自転車の盗難
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (7) 給排水設備自体に生じた損害、ただし修理費用拡張補償特約については除く
- (8) 核燃料物質、放射能汚染に起因する事故
- (9) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- (10) 借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- (11) 建物の門・塀などの屋外設備および装置ならびに建物の主要構造部の損害
- (12) マンションなどの集合ポストや宅配ボックスなどの共用に供するものの損害

詳しくはマイルームプラン普通保険約款・特約を参照ください。

## クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人のご契約につきましては、ご契約の撤回または解除を申し出ることができる「クーリングオフ制度」がございます。詳細はP13記載の「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、1. クーリングオフ（お申込みの撤回等）についてをご参照ください。

## ご契約の対象とならないもの

次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- (1) 船舶<sup>(注1)</sup>、航空機および自動車<sup>(注2)</sup>ならびにこれらの付属品<sup>(注3)</sup>
- (2) 通貨<sup>(注4)</sup>、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物<sup>(注4)</sup>
- (3) 義歯、義肢またはコンタクトレンズその他これらに類する物
- (4) 動物および植物等の生物
- (5) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- (6) テープ、カード、ディスク等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- (7) 被保険者の業務の用に供される物および商品
- (8) その他保険契約証に保険の対象に含まれない物として記載された物

(注1) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。

(注2) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下の物をいいます。

(注3) 本体から取り外してあるタイヤ、ホイールおよびその他の部品を含みます。

(注4) 盗難については保険の対象に含まれます。

## 賠償事故の場合

被害者との間で賠償額を決定（示談）する場合には、事前にご相談ください。当会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

## Ⅱ. 重要事項説明書 契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店または当会社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組み

マイルームプランは借用住宅にお住まいの方を対象とした新・家財総合保険と賠償責任保険をセットした保険です。

新・家財総合保険は、保険申込書に記載した借用住宅に収容されている「被保険者の家財」を保険の対象として、火災など偶然な事故により、保険の対象が損害を受けたときに保険金をお支払いします。

賠償責任保険は、被保険者が、失火等により借用住宅を損壊し、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき、ならびに被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

### 2. 被保険者（補償の対象となられる方）

保険契約証に記載する借用住宅に入居する次の方をいいます。

- (1) 保険契約者が個人の場合  
ア. 保険契約証記載の被保険者 イ. アと生計を共にする親族 ウ. アの同居人
- (2) 保険契約者が法人または個人事業主（以下、法人等といいます。）の場合  
工. 法人等の役員または使用人（注） オ. 工と生計を共にする親族 カ. 工の同居人  
（注）ただし、保険契約証の被保険者が工以外の場合（以下、記名被保険者といいます。）は、上記工を記名被保険者と読み替えて適用します。
- (3) 法人契約で被保険者を無記名としている契約の場合は、法人等との雇用関係のある役員または使用人および生計を共にする同居の親族に適用します。無記名とは被保険者を特定しない契約のことになります。

### 3. 新・家財総合保険の補償内容

#### (1) 主な支払事由（損害保険金をお支払いする場合）

保険金をお支払いする主な事故は次の通りです。詳細は普通保険約款でご確認ください。

##### <家財保険金>

保険の対象は、日本国内に所在し、保険契約証記載の借用住宅が所在する敷地内に収容され、かつ、被保険者が所有する家財とします。

- ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④建物外部からの物体の衝突  
⑤給排水設備に生じた事故に伴う漏水による水ぬれ ⑥騒じょう・労働争議に伴う暴力行為 ⑦風災・ひょう災・雪災 ⑧水災（注1）  
⑨盗難（注2） ⑩持ち出し家財の損害

- （注1）「水災」については、損害額が再調達価額の30%未満でかつ床上浸水にいたらなかった場合、または地盤面より45cmを超える浸水を被らなかつた場合は補償の対象外となります。  
（注2）「盗難」については、1事故につき、1敷地内ごとに、支払限度額は、通貨10万円、乗車券等5万円、家財50万円となります。

##### <費用保険金>

- ①残存物取片づけ費用保険金 ②失火見舞費用保険金 ③ドアロック交換費用保険金（いたづら含む） ④臨時宿泊費用保険金

##### <修理費用保険金>

- ①損害保険金で支払われる場合の①～⑦および⑨の事故により借用住宅に損害が生じた場合、被保険者がその貸主との賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用で原状回復した場合の原状回復費用  
②借用住宅の専用水道管の凍結による損壊の原状回復費用  
③借用住宅内における被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害の原状回復費用（被保険者の死亡により保険金請求権者（注）が見つからない時には保険金が支払われない場合があります。また、保険金をお支払いするために当会社あるいは当会社の委託先が保険金請求権者の調査を行う場合があります。）  
（注）他の被保険者・被保険者の賃貸借契約上の連帯保証人本人・法定相続人  
④借用住宅に備え付けられた洗面台の洗面ボウルに破損による損害が生じた場合、被保険者がその貸主との賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用で原状回復した場合の原状回復費用

※それぞれの保険金の合計額は、保険契約証記載の保険金額または支払限度額が限度となります。ただし、保険期間中1,000万円を支払限度とします。

次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ・ 船舶(注1)、航空機および自動車(注2)ならびにこれらの付属品(注3)
- ・ 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- ・ 義歯、義肢またはコンタクトレンズその他これらに類する物
- ・ 動物および植物等の生物
- ・ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ・ テープ、カード、ディスク等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- ・ 被保険者の業務の用に供される物および商品
- ・ その他保険契約証に保険の対象に含まれない物として記載された物(注1) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注2) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下の物をいいます。
- (注3) 本体から取り外してあるタイヤ、ホイールおよびその他の部品を含みます。

#### (2) 主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款に記載されておりますので、ご参照ください。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意または重大な過失、法令違反
- ② 保険の対象の紛失、置き忘れ
- ③ 借用住宅の敷地外での盗難事故
- ④ 持ち出し家財である原動機付自転車、電動自転車、自転車の盗難
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは、核燃質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ 雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来。土砂崩れ。
- ⑧ 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害(火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害を含む)

## 4. 賠償責任保険の補償内容

#### (1) 支払事由(保険金をお支払いする場合)

保険金をお支払いする事故は次の通りです。詳細は普通保険約款でご確認ください。

##### <借家人賠償責任>

被保険者が借用する住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂・爆発により損壊した場合において、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。

##### <個人賠償責任>

日本国内において、被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った時に保険金をお支払いします。ただし、他人からの借りた物や預った物の損害に対する賠償責任は補償の対象とはなりません。

#### (2) 主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款に記載されておりますので、ご参照ください。

##### <賠償責任保険共通>

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- ② 被保険者の心神喪失(精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。)または指図
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは、核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

##### <借家人賠償責任>

- ① 借用住宅の改築、増築、取り壊し等の工事。(ただし、被保険者が自己の労力をもって行なった仕事による場合はこの限りではありません。)
- ② 被保険者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が借用住宅を貸主に引渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任

##### <個人賠償責任>

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 日常生活に起因する事故で被保険者ならびに同居の親族以外の同居人が起した損害賠償責任(契約者が法人の場合の無記名被保険者も同様となります)
- ⑤ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する方を除きます。)
- ⑥ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- ⑧ 航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

## 5. 引受条件 (保険金額等)

家財の保険金額 (ご契約金額) の設定については、下表「家財保険金額加入の目安【再調達価額 (新価)】」を参考に設定ください。再調達価額 (新価) とは、同様なものを新たに購入するのに必要な金額をベースにした評価額のことです。

(1) 新・家財総合保険の損害保険金・費用保険金・修理費用保険金・修理費用拡張補償保険金・修理費用拡張補償特約免責ゼロ特約保険金・修理費用拡張補償特約ワイド保険金の支払保険金の合計額は、1回の事故につき保険契約証記載の保険金額が限度となり、1回の事故につき保険契約証記載の保険金額に達したときは、その保険金支払いの原因となった損害が発生したときに終了します。但し、1回の事故につき支払保険金の合計額が、保険金額に達しなかった場合は、保険期間中の累積で1,000万円が支払限度となります。

①世帯主 (生計の中心となる者) の年齢、家族構成より、下表の世帯主の

年齢 (縦の列)、家族構成 (横の列) の交差するところを当該世帯の家財保険金額ご加入の目安とします。

②上記手順により算出した家財保険金額はご加入の目安です。実態を総合的に判断し保険金額を決めてください。

③33㎡前後のアパートまたは小住宅については、上記手順により算出した家財保険金額の60%相当額とします。

**ご注意ください!** 家財保険金額加入の目安【再調達価額 (新価)】に含まれていません。

④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は1個、1組または1対について30万円をこえるものは30万円を限度とご考慮ください。

(2) 賠償責任保険普通保険約款の借家人賠償責任と個人賠償責任、借家人賠償責任拡張担保特約の各担保条項に基づき、支払保険金の合計額は、各補償条項の規定にかかわらず、保険期間中の累積で1,000万円が支払限度となります。

## 家財保険金額加入の目安【再調達価額 (新価)】

家財保険金額加入の目安【再調達価額 (新価)】 単位: 万円		家族構成										単身世帯
		2名		3名		4名		5名				
		大人2名	大人2名	大人3名	大人2名	大人3名	大人4名	大人2名	大人3名	大人4名	大人5名	
		—	子供1名	—	子供2名	子供1名	—	子供3名	子供2名	子供1名	—	
世帯主年齢	25才前後 (含未満)	400 ~ 730	430 ~ 780	460 ~ 850	480 ~ 880	520 ~ 960	550 ~ 1,000	540 ~ 1,000	570 ~ 1,000	610 ~ 1,000	640 ~ 1,000	200 ~ 400
	30才前後	500 ~ 930	560 ~ 1,000	600 ~ 1,000	620 ~ 1,000	650 ~ 1,000	690 ~ 1,000	670 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	
	35才前後 (含以上)	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	690 ~ 1,000	

## 6. 主な特約

この保険にセットできる特約を案内します。主なものは、次のとおりです。明細は普通保険約款でご確認ください。

### (1) 修理費用拡張補償特約

#### ①概要

修理費用拡張補償特約は、新・家財総合保険普通保険約款第50条修理費用保険金を支払う場合の(1)～(3)に掲げる事故以外の不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害について、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等に基づき、または緊急的に、これらを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担した場合にお支払いするものです。

#### ②引受条件

マイルームプランとセットでの契約となります。修理費用拡張補償特約のみの中途付帯、中途解約はできません。

#### ③特約期間

修理費用拡張補償特約の期間は、1年または2年で、マイルームプラ

ンの保険期間と同一になります。

### (2) 修理費用拡張補償特約免責ゼロ特約

#### ①概要

修理費用拡張補償特約免責ゼロ特約は、修理費用拡張補償特約で拡大された新・家財総合保険普通保険約款第50条修理費用保険金を支払う場合の(1)～(3)に掲げる事故以外の不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害について設定されている免責金額3万円をゼロとし、保険金支払い時における被保険者の自己負担額を生じさせないようにするものです。

#### ②引受条件

マイルームプランとセットでの契約となります。また修理費用拡張補償特約、修理費用拡張補償特約ワイド、借家人賠償責任拡張担保特約が付帯されたプランのみでの販売となります。修理費用拡張補償特約免責ゼロ特約のみの中途付帯、中途解約はできません。

#### ③特約期間

修理費用拡張補償特約免責ゼロ特約の期間は、1年または2年で、マ

イルームプランの保険期間と同一になります。

### (3) 修理費用拡張補償特約ワイド

#### ①概要

修理費用拡張補償特約ワイドは、普通約款第52条（修理費用保険金の支払額）(3)の規定にかかわらず、被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害についての修理費用保険金の支払限度額を1回の事故につき、1敷地内ごとに50万円に引き上げ、かつ被保険者の死亡を原因として借用住宅の賃貸借契約が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品の整理を行うべき者が遺品整理のための費用を負担した場合、1敷地内ごとに50万円を限度に補償する内容です。

#### ②引受条件

マイルームプランとセットでの契約となります。また借家人賠償責任拡張担保特約とセットのみでの販売となります。修理費用拡張補償特約ワイドのみの中途付帯、中途解約はできません。

#### ③特約期間

修理費用拡張補償特約ワイドの期間は、1年または2年で、マイルームプランの保険期間と同一になります。

### (4) 借家人賠償責任拡張担保特約

#### ①概要

借用住宅内における被保険者の死亡を原因として、法律上の損害賠償責任が発生した場合の汚損損害および借用住宅内における被保険者の死亡を原因として賃貸借契約が終了する場合において、遺品整理を行うべき者が遺品整理を行うとき、遺品整理を行うべき者が賃貸借契約に基づく借用住宅の明け渡しを速やかに履行しないとき、または遺品整理すべきものがいないために借用住宅に残置されている被保険者の遺品を当該借用住宅の貸主において整理しなければならなくなったときの賠償責任を1敷地内ごとに50万円を限度にそれぞれ補償する内容です。

#### ②引受条件

マイルームプランとセットでの契約となります。また修理費用拡張補償特約ワイドとセットのみでの販売となります。借家人賠償責任拡張担保特約のみの中途付帯、中途解約はできません。

#### ③特約期間

借家人賠償責任拡張担保特約の期間は、1年または2年で、マイルームプランの保険期間と同一になります。

### (5) 継続特約

この特約は、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意のある保険契約に付帯し、保険契約者より前年度契約の満了3ヶ月前までに別段の意思表示がない場合に、当該契約が前年度契約の満了する日の内容と同一の内容で、継続するものとみなすものです。

### (6) 通信販売特約

この特約は、保険契約者が通信媒体によって保険の内容を理解のうえ保険契約申込書を直接、当会社または代理店に送付してきた場合に締結する保険契約に付帯し、保険契約者が保険料を当会社または代理店の指定する期限に指定の金融機関または場所に払い込むことによって保険契約の効力を生じさせるものです。

## 7. 保険期間

保険期間は1年または2年です。

保険期間は保険期間開始日の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。  
※保険期間が始まった後であっても、代理店または当会社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

## 8. 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間により決まります。お客様が実際に契約する保険料は、保険申込書等の保険料欄でご確認ください。

## 9. 保険料の払込方法

保険料のお支払いについては、ご選択いただいた加入コースの保険料全額をご契約時に一括してお支払いください。

## 10. 保険料に関する事項

- 保険期間中において、保険金の支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず想定外の事象発生により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険金を削減して支払うことがあります。

## 11. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 12. 解約（解除）返還保険料

ご契約後、転居などに伴い、保険契約を解約される場合、保険契約者からの解約の申し出日を基準として次の計算式によって算出した保険料を返還します。保険契約の解約（解除）は、将来に向かってのみその効力を生じます。（約款第15条保険契約解除の効力）

$$\text{返還保険料} = \text{保険料} \times \frac{\text{保険期間（月数）} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数（注）}}{\text{保険期間（月数）}}$$

（注）月数の計算における1ヶ月未満の端数は、1ヶ月に切り上げるものとします。

転居に伴う保険解約のご連絡・お問い合わせ

**0120-103-083**（サービス・ダイヤル）

受付時間：月～金 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

## 13. その他

- この保険契約は保険料控除制度の対象外です。
- ご契約いただきました保険期間内に、同一の借用住宅内の家財を保険の対象とした複数の契約を当会社に申し込むことはできません。重複が判明した場合は、いずれかの契約を無効とします。

## Ⅲ. 重要事項説明書 注意喚起情報

ご契約に際して、保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。この「注意喚起情報」に記載しています。

※の項目は特にご注意ください。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当会社までお問い合わせください。

### 1. クーリングオフ（お申込みの撤回等）について

(1) ご契約の申込み後であっても次の通りご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- ①クーリングオフは、ご契約を申込みの日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば行うことができます。
- ②クーリングオフの手続きは、取扱代理店ではできません。当会社へ必要となる項目を記載された書面をご郵送いただくか、または当会社ホームページの「お問い合わせフォーム」にご入力いただくか、いずれかの方法にてご連絡ください。

〔書面をご郵送される場合〕8日以内の消印有効

#### 《宛先》

〒141-0001  
東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山  
Chubb少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

#### 《記載事項》

- ①ご契約をクーリングオフする旨の記載
- ②保険契約者様の氏名（捺印）、住所、連絡先電話番号
- ③ご契約を申し込まれた年月日
- ④ご契約を申し込まれた保険の内容
  - ・保険種類
  - ・証券番号（申込書控えの右上に記載してあります。）または領収証番号
- ⑤ご契約を申し込まれた代理店名

〔当会社ホームページの「お問い合わせフォーム」にご入力いただく場合〕

当会社ホームページの「クーリングオフ」のご案内にあります「お問い合わせフォーム」へアクセスしていただき、「\*」の必須事項についてご記入ください。

(<https://www.chubb.com/chintai-jp/claims/cooling-off.html>)

なお、「お問い合わせフォーム」にあります【お問い合わせ内容】欄には、下記4項目についてご記入下さい。

- ①ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ②ご契約を申し込まれた年月日
- ③ご契約を申し込まれた保険の内容
  - ・保険種類
  - ・証券番号（申込書控えの右上に記載してあります。）または領収証番号
- ④ご契約を申し込まれた代理店名

③クーリングオフされた場合には、既にお払い込みになった保険料は速やかにお返しします。

ただし、ご契約を解除される場合は、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合がございます。また、当会社および当会社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

(2) 次の契約はクーリングオフできませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以下のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ④質権が設定されたご契約
- ⑤第三者の担保に供されているご契約
- ⑥通信販売特約により申し込まれたご契約

### 2. 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）\*

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険申込書に記載する事項のうち、項目に☆印を付した保険契約にかかわる特に重要な事項（告知事項）について、正しくお申込みいただく義務（告知義務）があります。
- (2) ☆印の項目について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、当会社はこの保険契約を解除することがあり、その場合、解除前に発生した損害についても保険金をお支払いしない場合があります。

#### 【告知事項】

- ①家財を収容する借用住宅の用途 ②借用住宅の所在地
- ③被保険者の氏名 ④被保険者の生年月日 ⑤他の保険契約の有無

### 3. 通知義務（ご契約後にご連絡いただく事項）\*

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約後に契約内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、遅滞なく、当会社にご通知いただく義務（通知義務）があります。

- ①保険の対象を収容する建物の用途を変更したこと

- ②保険の対象を他の場所に移転したこと
  - ③①および②の他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
  - ④この保険契約と重複する保険契約を締結したとき
- (2) (1)の事実の発生によって、危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときは、当会社はこの保険契約を解除することがあります。

#### 4. 補償の開始時期 \*

補償は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。

※保険期間が始まった後であっても、代理店または当社が保険料を領取する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

※保険料は、ご契約と同時に払い込みください。（保険料払込猶予期間はありません）

#### 5. 保険金をお支払いできない主なもの（免責事由）

契約概要3.新・家財総合保険の補償内容 (2) 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）、4.賠償責任保険の補償内容 (2) 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）および普通保険約款に免責事由の明細が記載されていますので参照ください。

#### 6. 保険料の払込猶予期間

継続特約、通信販売特約が付された継続契約に関しては、継続保険料を払い込むべき当社所定の払込期日の属する月の翌月末までに払い込みを怠った場合は、継続契約の保険期間が始まったときから継続契約を無効とします。

#### 7. 被保険者の転居の場合のお手続き \*

保険契約証記載の被保険者の方が保険契約証に記載の借用住宅から他へ転居される場合、次のいずれかの手続きをお願いいたします。この場合、当会社窓口にご連絡ください。

- (1) 当社にお申し出いただき、転居先をあらたに保険契約上の借用住宅としてご指定ください。転居先が居住用の借用住宅である場合に限り、この手続きをお取りいただけます。
- (2) 転居前の保険契約をご解約いただく方法もあります。

#### 8. 保険契約者の住所変更等 \*

ご契約後に保険契約者の住所を変更される場合には、遅滞なく、当社にご通知ください。ご通知にもとづき、ご契約内容の変更手続きをお取りいただけます。

#### 9. 重大事由による解除 \*

次のような重大事由によりご契約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- (2) 詐取を行った場合

- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき、また、保険契約者が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配または経営に実質的に関与している場合、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合、などが認められる場合

#### 10. 保険契約の失効

次の場合、この保険契約は失効し、以後に生じた事故に対して保険金をお支払いできません。以後の期間に関する保険料をお返しする場合がありますので、お申し出ください。

- (1) 借用住宅内の家財が全部滅失した場合
- (2) 保険の対象の全部が譲渡された場合

#### 11. 引受保険会社が経営破綻した場合

- (1) 保険契約を引き受けている少額短期保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返戻金の支払金額が削減されることがあります。また、「損害保険契約保護機構」による保護、および保険業法第279条の3（保険契約移転等における資金援助）第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当いたしません。
- (2) 当社が破産手続開始の決定を受けた時は、保険契約者は保険契約を解除することができます。
- (3) 保険契約者が(2)の解除をしなかった時は、この保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

#### 12. 被保険者の制限（複数契約の禁止） \*

この保険契約の記名被保険者は、当会社の他の保険契約に重複して契約することはできません。また、当会社の他の保険契約の記名被保険者はこの保険契約の被保険者となることはできません。記名被保険者と同居する「無記名被保険者」についても同様といたします。

この保険契約の無記名被保険者が当該借用住宅に同居しなくなった場合、または、当該借用住宅を生活の本拠として居住しなくなった場合、この保険契約の被保険者ではなくなります。

※「記名被保険者」：保険契約証記載の借用住宅に居住する保険契約証記載の入居者

「無記名被保険者」：「記名被保険者」と借用住宅に同居する方  
 ※法人等が保険契約者である場合、役員または従業員が居住されるときには、当会社の他の保険契約にご加入されていないことをご確認ください。万一、当会社の他の保険契約の被保険者であった場合には、保険金のお支払いができません。

#### 13. 指定紛争解決機関

当会社との間で問題解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただけます。

**0120-821-144（フリーダイヤル）**

受付時間：月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

土日・祝日・年末年始を除く

## 14. 補償重複に関して

### (1) 補償重複とは

複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいいます。なお、補償内容が完全に同一となるケースだけでなく、一部が重複するケースも含まれます。※同種の補償とは隣接業界も含めたものとなります。

### (2) 補償の対象者

補償(特約)によっては、本人の配偶者や同居の親族など、被保険者本人以外が対象となる場合があります。これら本人以外の被保険者についても他の同種の補償が付保されている場合、同様に補償重複となりますのでご注意ください。なお、親族が被保険者と異なる場合は、商品により「同居」の親族か「別居」の親族かによって対象が異なることもありますのでご注意ください。

### (3) 補償重複の主な例

例1 同一の補償(特約)がセットされている場合で、一方の補償が無制限の場合



重複した部分からの保険金は支払われないので、その分の保険料が無駄になる

例2 同一の補償(特約)がセットされている場合で、補償合算額が要補てん額を超える場合



2つの補償の合計額が補償金額となるが、要補てん額を超過した場合、その分の保険料は無駄になる

### (4) 補償重複となる可能性がある主な補償(特約)

実損てん補の補償が重複する可能性がある主な補償(特約の例です)

保険種類	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約例
家財	個人賠償責任※1	自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約
	借家人賠償責任	傷害保険の借家人賠償責任補償特約
	持ち出し家財	傷害保険等の携行品損害補償特約、生活用動産補償特約
	支払用カード・個人情報不正使用被害等保証特約	自動車保険の支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約

※1 個人賠償責任補償等については、商品により補償範囲が「国内のみ補償」と「国内外補償」と相違する場合がありますが、この場合であっても補償重複となります。補償名称は一般的にある名称としています。

## 15. 個人情報の取扱いについて

当社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保する為に必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)について、以下のとおり取り扱います。

詳細は当会社ホームページ「プライバシーポリシー」(<https://www.chubb.com/chintai-jp/footer/privacy.html>)をご覧ください。

### (1) 主な利用目的について

- ① 当社が取り扱う保険の案内、募集および販売
- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- ③ 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金の支払
- ⑤ 当会社のグループ会社・提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内
- ⑥ 新たな商品・サービスの開発、問い合わせ・依頼等への対応
- ⑦ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求(国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。)
- ⑧ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行する為の業務

### (2) 第三者への情報提供について

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 当会社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 当会社のグループ会社・提携先企業、少額短期保険業者および損害保険会社等の間で共同利用を行う場合

## 16. 支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考にすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

## 17. その他法令などにご注意いただきたい事項について

- (1) 当社がお引き受け可能な保険契約
  - ①お引き受け可能な保険期間は2年までとなっております。
  - ②保険金額は1被保険者あたり1,000万円までとなります。ただし、保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険は別枠で1,000万円までお引き受けしています。
  - ③1契約者の引き受け可能な被保険者の総数は100名までとなります。
- (2) 保険期間中において、保険金の支払が増加し保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず想定外の事象発生により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
- (4) 保険契約を継続するにあたり、保険金の支払いが増加し保険契約の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (5) この保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合は、当社は、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

## 18. その他 注意事項

### (1) 事故にあわれた場合には、当社の損害サービスセンターへ

- ①もしも事故にあわれたら…ただちに、ご連絡ください。

**0120-715-015 (事故受付サービス・ダイヤル)**

受付時間:年中無休・24時間受付

事故受付後、お手続の流れや必要書類についてご案内いたします。

なお、当社が事故に対する初期対応等、受付以外の業務を行うのは、下記の時間帯に限らせていただきます。

営業時間:月～金 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く

- ②保険金をご請求の際は、事故原因や損害の状況・程度等を確認し適切に保険金をお支払いするため、事故対応時及び保険金のお支払時に当社が求める必要書類をご提出いただけます。
- ③賠償事故については、当社がお客様に代わって示談交渉を行うことはできません。示談交渉をすすめるにあたっては、必ず事前に当社へご相談ください。

- (2) 当社の保険に関して、ご相談・苦情・要望等のお問い合わせは保険の内容に関するご不満・ご要望のお申し出はお客様相談室が承ります。

**0120-103-083 (サービス・ダイヤル)**

受付時間:月～金 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く

- (3) 保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更、転居の場合のご連絡先保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更(契約者の変更はできません)、退去に伴う解約または転居による住所変更など、必ず契約者ご本人が、当社窓口(下記サービス・ダイヤル)へご連絡ください。なお、保険契約の解約は、当社に連絡をいただいた日以降が解約日となりますのでご注意ください。

**0120-103-083 (サービス・ダイヤル)**

受付時間:月～金 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く

- (4) 一般社団法人 日本少額短期保険協会  
「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)

当社との間で問題解決ができない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

**0120-821-144 (フリーダイヤル)**

受付時間:月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

土日・祝日・年末年始を除く

- (5) 再保険に関して

当社は、当社が保有する保険契約について再保険の手配をしています。

※再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るために、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に移転させる保険のことをいいます。

- (6) 損害保険料控除制度の廃止

平成18年度税制改正により、損害保険料控除制度は平成18年12月31日をもって廃止されました。この保険契約は、保険料控除制度の対象外です。

- (7) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険契約証兼領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

- (8) 先取特権(さきどりつけん)

当社が借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が当社社に対して有する保険金請求権(被保険者が支出した費用に対するものは除きます。)について先取特権を有します。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、当社社に対して保険金をご請求できます。このため、被保険者が保険金を請求できるのは、費用の支出に対する保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づいて、当社社から直接被害者に保険金を支払う場合

## IV. マイルームプラン 普通保険約款・特約 目次

### 新・家財総合保険 普通保険約款

<b>第1章 一般条項</b> .....	<b>19</b>
第1条 (用語の定義) .....	19
第2条 (保険責任の始期および終期) .....	19
第3条 (支払保険金の合計額) .....	19
第4条 (告知義務) .....	19
第5条 (通知義務) .....	20
第6条 (保険の対象移転における自動補償) .....	20
第7条 (保険契約者の住所変更等) .....	20
第8条 (保険の対象の譲渡) .....	20
第9条 (保険契約の無効) .....	20
第10条 (保険契約の失効) .....	20
第11条 (保険契約の取消し) .....	20
第12条 (保険金額の調整) .....	20
第13条 (保険契約者による保険契約の解除) .....	20
第14条 (重大事由による解除) .....	20
第15条 (保険契約解除の効力) .....	20
第16条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) .....	20
第17条 (保険料の返還・無効または失効の場合) .....	21
第18条 (保険料の返還・取消しの場合) .....	21
第19条 (保険料の返還・保険金額の調整の場合) .....	21
第20条 (保険料の返還・解除の場合) .....	21
第21条 (事故の通知) .....	21
第22条 (損害防止義務および損害防止費用) .....	21
第23条 (残存物および盗難品の帰属) .....	21
第24条 (保険金の請求) .....	21
第25条 (保険金の支払時期) .....	21
第26条 (時効) .....	22
第27条 (代位) .....	22
第28条 (保険金支払後の保険契約) .....	22
第29条 (保険契約の継続) .....	22
第30条 (継続契約の保険料払込) .....	22
第31条 (継続契約に適用される制度・保険料の見直し) .....	22
第32条 (保険料の増額または保険金額の減額および支払保険金の削減) .....	22
第33条 (重複契約) .....	22
第34条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い) .....	22
第35条 (訴訟の提起) .....	22
第36条 (準拠法) .....	22

<b>第2章 家財補償条項</b> .....	<b>22</b>
第37条 (この補償条項の適用) .....	22
第38条 (損害保険金を支払う場合) .....	22
第39条 (損害保険金を支払わない場合) .....	23
第40条 (保険の対象の範囲) .....	23
第41条 (損害保険金の支払額) .....	23
第42条 (他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額) .....	23
<b>第3章 費用補償条項</b> .....	<b>23</b>
第43条 (残存物取片づけ費用保険金を支払う場合) .....	23
第44条 (失火見舞費用保険金を支払う場合) .....	23
第45条 (ドアロック交換費用保険金を支払う場合) .....	24
第46条 (臨時宿泊費用保険金を支払う場合) .....	24
第47条 (費用保険金を支払わない場合) .....	24
第48条 (費用保険金の支払額) .....	24
第49条 (他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額) .....	24
<b>第4章 修理費用補償条項</b> .....	<b>24</b>
第50条 (修理費用保険金を支払う場合) .....	24
第51条 (修理費用保険金を支払わない場合) .....	24
第52条 (修理費用保険金の支払額) .....	25
第53条 (他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払額) .....	25
別表1 他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額 .....	25
別表2 他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払限度額 .....	25
別表3 他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払限度額 .....	26
別表4 短期料率表 .....	26
<b>修理費用拡張補償特約</b> .....	<b>26</b>
<b>修理費用拡張補償特約免責ゼロ特約</b> .....	<b>27</b>
<b>被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害についての</b>	
<b>修理費用保険金の支払限度額引上げおよび遺品整理費用補償特約</b> .....	<b>27</b>
<b>継続特約</b> .....	<b>27</b>
<b>通信販売特約</b> .....	<b>28</b>
<b>保険契約証および保険契約継続証不発行特約</b> .....	<b>28</b>

## 賠償責任保険普通保険約款

<b>第1章 総則</b> .....	<b>29</b>
第1条 (用語の定義) .....	29
第2条 (保険責任の始期および終期) .....	29
第3条 (保険金の支払限度額) .....	29
<b>第2章 借家人賠償責任担保条項</b> .....	<b>29</b>
第4条 (保険金を支払う場合) .....	29
第5条 (保険金を支払わない場合) .....	29
第6条 (支払保険金の範囲) .....	29
第7条 (保険金の支払額) .....	29
第8条 (事故発生時の義務) .....	29
第9条 (事故発生時の義務違反) .....	29
第10条 (損害賠償責任解決の特則) .....	29
第11条 (保険金の請求) .....	30
第12条 (保険金の支払時期) .....	30
第13条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額) .....	30
第14条 (先取特権) .....	30
第15条 (損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整) .....	30
附則 .....	30
<b>第3章 個人賠償責任担保条項</b> .....	<b>30</b>
第16条 (保険金を支払う場合) .....	30
第17条 (保険金を支払わない場合・その1) .....	30
第18条 (保険金を支払わない場合・その2) .....	30
第19条 (支払保険金の範囲) .....	31
第20条 (保険金の支払額) .....	31
第21条 (事故発生時の義務) .....	31
第22条 (事故発生時の義務違反) .....	31
第23条 (損害賠償責任解決の特則) .....	31
第24条 (保険金の請求) .....	31
第25条 (保険金の支払時期) .....	31
第26条 (他の保険契約がある場合の支払額) .....	32
第27条 (先取特権) .....	32
第28条 (損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整) .....	32
附則 .....	32

<b>第4章 告知・通知義務</b> .....	<b>32</b>
第29条 (告知義務) .....	32
第30条 (ご契約後の通知義務) .....	32
第31条 (お客様の住所変更等) .....	32
第32条 (保険契約の無効) .....	32
第33条 (保険契約の取消し) .....	32
第34条 (お客様による保険契約の解除) .....	32
第35条 (重大事由による解除) .....	32
第36条 (保険契約解除の効力) .....	33
第37条 (保険料の返還・契約の無効の場合) .....	33
第38条 (保険料の返還・取消の場合) .....	33
第39条 (保険料の返還・契約解除の場合) .....	33
<b>第5章 一般条項</b> .....	<b>33</b>
第40条 (時効) .....	33
第41条 (評価人および裁定人) .....	33
第42条 (代位) .....	33
第43条 (保険金支払後の保険契約) .....	33
第44条 (保険契約の継続) .....	33
第45条 (継続契約の保険料払込) .....	33
第46条 (継続契約に適用される制度・料率等の見直し) .....	33
第47条 (保険料の増額または保険金額の減額および支払保険金の削減) .....	33
第48条 (共済契約の取り扱い) .....	33
第49条 (弊社重複契約) .....	33
第50条 (お客様または被保険者が複数の場合の取り扱い) .....	33
第51条 (訴訟の提起) .....	33
第52条 (準拠法) .....	33
別表1 短期料率表 .....	33
<b>借家人賠償責任拡張担保特約</b> .....	<b>33</b>
<b>継続特約</b> .....	<b>34</b>
<b>通信販売特約</b> .....	<b>35</b>
<b>保険契約証および保険契約継続証不発行特約</b> .....	<b>35</b>

## 新・家財総合保険 普通保険約款

## 第1章 一般条項

## 第1条 (用語の定義)

この普通約款およびこの普通約款に付帯される特約において使用される用語の意味は次のとおりとします。ただし、別途定義のある場合は、その定義によります。

用語	定義
いっ水	水があふれることをいいます。
貴金属等	貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
継続契約	保険契約の保険期間の終期の翌日0時を保険期間の始期とする保険契約をいいます。
継続保険料	継続契約の保険料をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものをも再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
借用住宅	保険契約証記載の被保険者が借用するマンション等集合住宅の戸室または一戸建建物をいいます。
乗車券等	鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券、回数券およびプリペイドカードは含みません。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故は水災とします。
洗面ボウル	保険契約証記載の借用住宅内に備え付けられている洗面台の一部で、蛇口等からの湯水を受ける陶器製の洗面器をいいます。
騒ぎょうおよびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の家財について締結された第38条 (損害保険金を支払う場合) の損害または第43条 (残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条 (失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条 (ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条 (臨時宿泊費用保険金を支払う場合) もしくは第50条 (修理費用保険金を支払う場合) の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
ドアロック	借用住宅の出入りに通常使用するドアの錠およびその付属物をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被災世帯	第44条 (失火見舞費用保険金を支払う場合) ①に掲げる事故によって同条②の損害が生じた世帯または法人をいいます。

用語	定義
被保険者	保険契約証に記載する借用住宅に入居する次の者をいいます。 (1) 保険契約者が個人の場合 ア. 保険契約証記載の被保険者 イ. 上記ア.と生計を共にする親族 ウ. 上記ア.の同居人 (2) 保険契約者が法人または個人事業主 (以下、法人等といいます。) の場合 エ. 法人等の役員または使用人 (注) オ. 上記エ.と生計を共にする親族 カ. 上記エ.の同居人 (注) ただし、保険契約証記載の被保険者が上記エ.以外の場合 (以下、記名被保険者といいます。)、は、上記エ.を記名被保険者と読み替えて適用します。
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、洪水、高潮等によって生じた事故は水災とします。
普通約款	新・家財総合保険普通保険約款をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険契約証に記載された保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、ドアロック交換費用保険金、臨時宿泊費用保険金および修理費用保険金をいいます。
保険金額	保険契約証に記載された保険金額をいいます。
保険の対象	保険をつけた物をいいます。
持ち出し家財	保険の対象である家財のうち、被保険者によって保険契約証記載の保険の対象を収容する借用住宅が所在する敷地内から一時的に持ち出された家財をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床 (注) を敷る程度の浸水をいいます。 (注) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの種類を除きます。

## 第2条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前には生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第3条 (支払保険金の合計額)

第38条 (損害保険金を支払う場合)、第43条 (残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条 (失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条 (ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条 (臨時宿泊費用保険金を支払う場合) および第50条 (修理費用保険金を支払う場合) の支払保険金の合計額は、1回の事故につき、保険契約証記載の保険金額が限度となります。

## 第4条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
  - (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
    - ① (2) に規定する事実がなかった場合
    - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)
  - ③ 保険契約者または被保険者が、第38条 (損害保険金を支払う場合)、第43条 (残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条 (失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条 (ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条 (臨時宿泊費用保険金を支払う場合) または第50条 (修理費用保険金を支払う場合) の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面を持って訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したとき、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知ったときから1か月を経過した場合は、保険契約締結時から5年を経過した場合 (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを助けた場合を含みます。
- (2) の規定による解除が第38条 (損害保険金を支払う場合)、第43条 (残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条 (失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条 (ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条 (臨時宿泊費用保険金を支払う場合) または第50条 (修理費用保険金を支払う場合) の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
  - (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第38条 (損害保険金を支払う場合)、第43条 (残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条 (失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条 (ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条 (臨時宿泊費用

保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

#### 第5条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象を収容する借用住宅を住宅以外の用途に変更したこと
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)
- ④ この保険契約と重複する保険契約を締結したとき

(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実が発生しているにもかかわらず、(1)の規定による通知を怠った場合には、(1)の事実が発生したときまたは、保険契約者もしくは被保険者がその発生した事実を知ったときから当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による解除の原因があることを知ったときから1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3)の規定による解除が第38条(損害保険金を支払う場合)、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じたときから解除がなされたときまでに発生した第38条(損害保険金を支払う場合)、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第38条(損害保険金を支払う場合)、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (7) (3)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
(注)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8) (7)の規定による解除が第38条(損害保険金を支払う場合)、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じたときから解除がなされたときまでに発生した第38条(損害保険金を支払う場合)、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (9) (1)から(8)までの規定は、持ち出し家財については適用しません。

#### 第6条(保険の対象移転における自動補償)

保険の対象を日本国内の他の場所に移転した場合には、次に定める条件をすべて満たす場合に限り、移転日(注1)以後、当会社が前条(1)の通知を受領するまでの間、移転後の場所(注2)における家財を保険の対象とみなします。

- ① 被保険者の住居が移転すること
- ② 保険の対象の全部が移転後の場所(注2)に移転すること  
(注1) 住民票の転出日を入ります。  
(注2) 住民票の転入地を入ります。

#### 第7条(保険契約者の住所変更)

- (1) 保険契約者が保険契約記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者は、当会社に対する通知および当会社の承認をもって、保険契約記載の借用住宅を変更することができます。ただし、変更後の内容がこの保険契約の引受範囲を超えない場合に限ります。

#### 第8条(保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象の全部が譲渡された時に、この保険は無効となります。

#### 第9条(保険契約の無効)

保険契約締結の際、次のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効となります。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべ

き事故が既に発生していたことを知っていたとき

- ② 保険契約者またはその代理人が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結したとき

#### 第10条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したときに保険契約は効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第28条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ② 保険の対象の全部が譲渡された場合

#### 第11条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者またはその代理人の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第12条(保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第13条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注)することができます。ただし、保険請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。  
(注)保険契約者による保険契約の解除を解約といいます。

#### 第14条(重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき  
イ. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること  
イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること  
ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること  
エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること  
オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社の上記の者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと  
(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)を含みます。暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が第38条(損害保険金を支払う場合)、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第38条(損害保険金を支払う場合)、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用しません。
  - ① (1)③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者が生じた損害
  - ② (1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第15条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第16条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 第5条(通知義務)(1)により危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を、危険増加または危険の減少が生じたとき以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。  
(注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じたとき以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

す。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りません。

- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第38条(損害保険金を支払う場合)、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(火災見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結後の、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承諾する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

#### 第17条 (保険料の返還・無効または失効の場合)

- (1) 第9条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第10条(保険契約の失効)の規定により、保険契約が失効となる場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第18条 (保険料の返還・取消しの場合)

第11条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合に、当会社は、保険料を返還しません。

#### 第19条 (保険料の返還・保険金額の調整の場合)

- (1) 第12条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合に、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第12条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し日割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第20条 (保険料の返還・解除の場合)

- (1) 第4条(告知義務)、第5条(通知義務)(3)もしくは(7)または第14条(重大事由による解除)(1)または第16条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等)の場合(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第13条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第21条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。  
(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた借用住宅もしくは敷地内を調査すること、またはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第22条 (損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第38条(損害保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第38条(損害保険金を支払う場合)の損害のうち、火災、落雷、破裂または爆発に起因する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第39条(損害保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときおよび第2条(保険責任の始期および終期)(3)または第16条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務の場合)(4)の規定が適用されないときは、当会社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。
- ① 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用
  - ② 消火活動に使用したことにより損傷した(注1)の修理費用または再取得費用
  - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器具にかかる費用(注2)
- (注1) 消火活動に従事した者の着用物品を含みます。  
(注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。
- (3) 保険契約者および被保険者が故意または重大な過失によって(1)に規定する義務を履行しなかったときは、当会社は、第38条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- (4) 第41条(損害保険金の支払額)、第42条(他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)(1)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、別表1の規定中「支払限度額」とあるのは「第22条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

(5) (2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、負担します。ただし、1回の事故につき、10万円を限度とします。

#### 第23条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が第38条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金を支払ったときでも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第38条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収されたときは、盗難回収費用(注)を除き、盗取の損害を生じなかったものとみなします。ただし、回収されるまでの間に保険の対象に生じた損害については、第38条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金を支払います。  
(注) 保険の対象を回収するために支出した費用をいいます。
- (3) 盗取された保険の対象について、当会社が第38条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の再調定価額(注)に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。  
(注) 保険の対象が貴金属等、通貨または乗車券等の場合は、保険の対象の保険価額をいいます。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(注)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。  
(注) 第41条(損害保険金の支払額)の損害保険金に相当する額から盗難回収費用を差し引いた額とします。なお、盗難回収費用とは、保険の対象を回収するために支出した費用をいいます。

#### 第24条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第38条(損害保険金を支払う場合)、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(火災見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)または第50条(修理費用保険金を支払う場合)の事故による損害が発生したときから発生し、これ行使することができるとし、
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
  - ② 損害見積書
  - ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ④ その他当会社が第25条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の各号に掲げる者のいずれかかその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求する事ができます。ただし、第50条(修理費用保険金を支払う場合)(3)の場合を除きます。
- ① 被保険者と別居の配偶者(注)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と生計を共にする別居の3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、②以外の3親等以内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合において、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第25条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求支払日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために必要な事項  
(注1) 被保険者が第24条(保険金の請求)(2)および(3)の手続きを完了した日を含みます。  
(注2) 保険価額を含みます。
- (2) (1)の注2を踏まえて、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定

にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて、次の各号に掲げる日数(注2)を経過するまでに、保険金を支払います。この場合において、当社が、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき期間を被保険者に対して通知するものとし、

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外の調査 180日  
(注1) 被保険者が第24条(保険金の請求)(2)および(3)の手続きを完了した日を含みます。  
(注2) 複数の該当するときは、そのうち最長の日数  
(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとし、  
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 当社は、(1)または(2)に規定した期日を超えて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。

#### 第26条(時効)

保険金請求権は、第24条(保険金の請求)(1)に定めるときの日数から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第27条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第28条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 第38条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金、第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、第44条(失火見舞費用保険金を支払う場合)、第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)の費用保険金および第50条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金の支払額の合計が1回の事故につき保険金額に達したときは、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生したときに終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、保険金の支払額は、保険期間中の累積で1,000万円が限度となります。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

#### 第29条(保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険契約証に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第4条(告知義務)の規定を適用します。  
(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合があります。
- (2) 保険契約の継続の場合には、新たな保険契約証を発行しないで、従前の保険契約証と保険契約継続証をもって新たな保険契約証に代えることができますものとし、
- (3) 第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険料についても、これを適用します。

#### 第30条(継続契約の保険料払込)

保険契約者は、継続保険料の全額を、当社所定の払込期日までに払い込むものとします。

#### 第31条(継続契約に適用される制度・保険料の見直し)

- (1) 当社は、第29条(保険契約の継続)(1)により、保険契約者に継続契約にかかる通知を行うに際し、制度・保険料(注)の見直しを行うことがあります。  
(注) 普通約款、保険契約引受に関する制度および保険料をいいます。
- (2) 当社は、(1)の見直しを行った場合には、その旨を記載した書面により、保険契約者に通知します。また、その場合は見直しが行われた制度・保険料(注)を継続契約の始期日から適用します。  
(注) 普通約款、保険契約引受に関する制度および保険料をいいます。
- (3) 当社は、第29条(保険契約の継続)(1)の規定にかかわらず、保険金支払事由の著しい増加等により、継続契約の引き受けが困難となった場合には、保険契約者に対する書面での通知により保険契約の継続をお断りすることがあります。

#### 第32条(保険料の増額または保険金額の減額および支払保険金の削減)

- (1) 当社は、保険期間中において、保険金の支払が増加し保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 当社は、保険金の支払事由に該当するにもかかわらず想定外の事象発生により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
- (3) 当社は、保険料の増額または保険金額減額、保険金の削減支払いを行う場合は、保険契約者に書面により通知します。

#### 第33条(重複契約)

- (1) 保険契約者は、被保険者とともにし、保険期間の全部または一部が重なる複数の保険契約を当社に申し込むこと(以下、重複契約といいますが)はできません。
- (2) 重複契約が生じた場合、その保険契約のうちいずれかの契約を無効とします。
- (3) (2)において、重複契約となった保険契約については、重複した期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。
- (4) 当社は、(2)の規定により無効となった保険契約について、すでに、保険金を支払ったときは、その返還を請求することができません。

#### 第34条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対するものとし、
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの契約に適用される普通約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第35条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第36条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 第2章 家財補償条項

#### 第37条(この補償条項の適用)

当社は、この保険契約において保険契約証記載の借用住宅が所在する敷地内に収容されている家財を保険の対象としてこの補償条項を適用します。

#### 第38条(損害保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、保険期間中に次のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対して、この普通約款に従い、損害保険金を支払います。
  - ① 火災
  - ② 落雷
  - ③ 破裂または爆発
  - ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(3)の事故による損害を除きます。
  - ⑤ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水濡れ。ただし、(2)もしくは(3)の事故による損害を除きます。
  - ⑥ 騒ぎおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (2) 当社は、風災、ひょう災または雪災によって、保険の対象が損害を受けた場合には、その損害の状況が次のいずれにも該当するときに限り、その損害に対して、この普通約款に従い、損害保険金を支払います。
  - ① 保険の対象を収容する借用住宅が直接破損したために保険の対象が損害を受けたとき。
  - ② 損害の額が再調達価額で20万円以上となったとき。
- (3) 当社は、水災によって保険の対象が損害を受けた場合には、その損害の状況が次のいずれかに該当するときに限り、その損害に対して、この普通約款に従い、損害保険金を支払います。この場合の損害の状況の認定は、保険の対象を収容する借用住宅ごとに行います。
  - ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき。
  - ② ①に該当しない場合において、保険の対象を収容する借用住宅が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。
- (4) 当社は、保険契約証記載の借用住宅が所在する敷地内における次のいずれかに該当する物の盗難および盗難によって生じた破損、き損または汚損によって被保険者に損害が生じた場合は、その損害に対して、この普通約款に従い、損害保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が、盗難を知った後、直ちに所轄の警察署等に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
  - ① 通貨
  - ② 乗車券等。ただし、保険契約者または被保険者が、盗難を知った後、直ちにその運輸機関(注)または発行者に届出をしたことを条件とします。
  - ③ 上記①および②以外の保険の対象  
(注) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。
- (5) 当社は、持ち出し家財に、日本国内の他の建築物(注)内において次のいずれかに該当する損害が生じた場合は、その損害に対して、この普通約款に従い、損害保険金を支払います。
  - ① 次のいずれかに該当する事故によって生じた損害

- ア. 火災  
イ. 落雷  
ウ. 破裂または爆発  
エ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは水災もしくは②の事故による損害を除きます。  
オ. 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水漏れ  
カ. 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

- ② 風災、ひょう災または雪災によって生じた損害。ただし、損害の額が再調達価額で20万円未満のときは、損害保険金を支払いません。  
③ 盗難によって生じた損害。なお、盗難によって(4)①および②に掲げる物に損害が生じた場合には、損害保険金を支払いません。  
(注) アークード、地下道等専ら通路に利用されるものを除きます。

#### 第39条 (損害保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反  
② 被保険者でない者が損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。  
③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意。ただし、被保険者に損害保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。  
④ 保険の対象の置き忘れまたは紛失  
⑤ 持ち出し家財である原動機付自転車(注3)および自転車(注4)ならびにこれらの付属品の盗難  
⑥ 保険の対象が保険契約証記載の借用住宅が所在する敷地内の外にある間に生じた事故。ただし、前条(5)に掲げる事故の場合を除きます。  
(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
(注2) 被保険者でない損害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
(注3) 総排気量が125cc以下の物をいいます。  
(注4) 電動自転車を含みます。電動自転車とは電力モーターにより走行を補助する自転車を含みます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因が異なる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動  
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
③ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故  
(注1) 使用済燃料を含みます。  
(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

#### 第40条 (保険の対象の範囲)

- (1) この補償条項における保険の対象は、日本国内に所在し、保険契約証記載の借用住宅が所在する敷地内に収容され、かつ、被保険者が所有する家財とします。

- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 船舶(注1)、航空機および自動車(注2)ならびにこれらの付属品(注3)  
② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物  
③ 義歯、義肢またはコンタクトレンズその他これらに類する物  
④ 動物および植物等の生物  
⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物  
⑥ テープ、カード、ディスク等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物  
⑦ 被保険者の業務の用に供される物および商品  
⑧ その他保険契約証に保険の対象に含まれない物として記載された物  
(注1) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。  
(注2) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下の物をいいます。  
(注3) 本体から取り外してあるタイヤ、ホイールおよびその他の部品を含みます。

- (3) 次に掲げる物のうち、(2)に掲げる物を除き、被保険者が所有するものは保険の対象に含まれます。

- ① 雪または建具類  
② 電気・ガス・暖房・冷房設備その他付属設備  
③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する付属設備  
(4) 保険契約証記載の借用住宅が所在する敷地内に収容される被保険者が所有する通貨または乗車券等に、第38条(損害保険金を支払う場合)(4)の盗難による損害が生じた場合は、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通約款にいう再調達価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

#### 第41条 (損害保険金の支払額)

- (1) 当社が第38条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金として支払う額は、下表によりります。

事故の種類	お支払いする損害保険金	
第38条(1)および(2)	1.火災	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額を損害保険金として支払います。ただし、保険金額を限度とします。
	2.落雷	
	3.破裂または爆発	
	4.建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊	
	5.給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水漏れ	
	6.騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	
	7.風災、ひょう災または雪災	
同条(3)	8.水災	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
	9.盗難	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額(注)を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。
同条(4)①	① 通貨の盗難	その損害の額(注)を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。
	② 乗車券等の盗難	その損害の額(注)を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに5万円を限度とします。
同条(4)③	③ 上記①および②以外の保険の対象の盗難	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額(注)を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに50万円を限度とします。
	同条(5)	10.持ち出し家財に生じた事故

(注) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができるときは、そのために支出した必要な費用は損害の額に含まれるものとします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、その損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなし、損害保険金を支払います。なお、損害の額の認定方法は次によりります。

- ① 損害の額は、保険価額によって定めます。  
② 保険の対象が1組または1対のものからなる場合は、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象の全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。

#### 第42条 (他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、当社が第38条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金として支払う額は、別表1によりります。

- (2) 保険が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

### 第3章 費用補償条項

#### 第43条 (残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)

当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して、この普通約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

- ① 火災  
② 落雷  
③ 破裂または爆発  
④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは⑦もしくは⑧の事故を除きます。  
⑤ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水漏れ  
⑥ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為  
⑦ 風災、ひょう災または雪災  
⑧ 水災

#### 第44条 (失火見舞費用保険金を支払う場合)

当社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、被保険者がそれによって

生ずる見舞金等の費用を負担することによって被る損害に対して、この普通約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

- ① 第40条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象または保険の対象を収容する借用住宅から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（注）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による、損害を除きます。
- ② 第三者（注）の所有物の滅失、損傷または汚損。ただし、煙突または臭気付着の損害を除きます。

（注）保険契約者、被保険者以外の者をいいます。ただし、この保険契約が他人のためにする保険契約の場合には、保険契約者は第三者とします。なお、他人のためにする保険契約とは、被保険者が保険契約者と異なる場合の保険契約をいいます。

**第45条（ドアロック交換費用保険金を支払う場合）**

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に対して、この普通約款に従い、ドアロック交換費用保険金を支払います。

- ① 第38条（損害保険金を支払う場合）(4)に規定する損害保険金が支払われる場合において、盗難の再発防止のため保険契約証記載の借用住宅の出入口のドアロックを取り替えるための費用
- ② 被保険者によって保険契約証記載の借用住宅が所在する敷地内から持ち出された鍵が日本国内で盗取されたことにより、保険契約証記載の借用住宅の出入口のドアロックを取り替えるための費用。ただし、保険契約者または被保険者が、盗難被害者を知った後、直ちに所轄の警察署宛てに被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
- ③ 保険契約証記載の借用住宅の出入口の鍵穴にガムや接着剤を入れられる等のいたずらにあったことにより、出入口のドアロックを取り替えるための費用。ただし、保険契約者または被保険者が、いたずら被害者を知った後、直ちに所轄の警察署宛てに被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

**第46条（臨時宿泊費用保険金を支払う場合）**

当会社は、第38条（1）から（3）までの損害保険金が支払われる場合において、被保険者が保険契約証記載の借用住宅の代替として、宿泊施設を臨時に利用した場合の宿泊費用を負担することによって被る損害に対して、この普通約款に従い、臨時宿泊費用保険金を支払います。ただし、保険契約証記載の借用住宅が損害発生直前の状態に復旧されるまでの間の宿泊費用に限ります。

**第47条（費用保険金を支払わない場合）**

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、第43条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）から第46条（臨時宿泊費用保険金を支払う場合）までの費用保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ② 被保険者でない者が費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意。ただし、被保険者に費用保険金を取得させる目的でなかつた場合を除きます。  
 （注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 （注2）被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、費用保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因が異なる場合でもこれらの事故が延焼または拡大して生じた損害を含みます。
  - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
  - ③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料生成物（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故  
 （注1）使用済燃料を含みます。  
 （注2）原子核分裂生成物を含みます

**第48条（費用保険金の支払額）**

当会社が第43条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）から第46条（臨時宿泊費用保険金を支払う場合）までのそれぞれの費用保険金として支払う額は、下表によります。

保険金の種類	お支払いする費用保険金
第43条 残存物取片づけ費用 保険金	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用の額を残存物取片づけ費用保険金として、支払います。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。
第44条 失火見舞費用保険金	第44条（失火見舞費用保険金を支払う場合）①に掲げる事故によって同条②の損害が生じた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、次の算式によって算出した額を失火見舞費用保険金として、支払います。 $\text{被災世帯の数} \times \text{被災世帯あたりの支払額 (10万円)} = \text{失火見舞費用保険金の額}$ ただし、1回の事故につき、保険の対象の保険金額の20%に相当する額を限度とします。
第45条 ドアロック交換費用 保険金	第45条（ドアロック交換費用保険金を支払う場合）に掲げる事故によってドアロックの交換に要した額をドアロック交換費用保険金として、支払います。

保険金の種類	お支払いする費用保険金
第46条 臨時宿泊費用保険金	宿泊施設へ支払った実際の宿泊費用の額を臨時宿泊費用保険金として、支払います。ただし、1室1泊につき2万円かつ14泊までとし、1回の事故につき20万円を限度とします。

**第49条（他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額）**

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表2に掲げる費用保険金の種類ごとの支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める第43条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）から第46条（臨時宿泊費用保険金を支払う場合）までの費用保険金として支払います。
  - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、第43条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）につき支払責任額を算出するにあたっては、第38条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の額は、第42条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）の規定を適用して算出した額とします。
- (3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

**第4章 修理費用補償条項**

**第50条（修理費用保険金を支払う場合）**

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故により、保険契約証記載の借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理した場合は、被保険者がその修理費用を負担することによって被る損害に対して、この普通約款に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合は除きます。
  - ① 火災
  - ② 落雷
  - ③ 破裂または爆発
  - ④ 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災、土砂崩れもしくは⑦の事故による損害を除きます。
  - ⑤ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または⑦の水による水濡れ。ただし、水災または⑦の事故による損害を除きます。
  - ⑥ 騒ぎようおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
  - ⑦ 風災、ひょう災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部（注1）が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害（注2）に限ります。
  - ⑧ 盗難  
 （注1）窓、扉、その他の開口部を含みます。  
 （注2）雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹込みによる損害を含みます。
- (2) 当会社は、第40条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象を収容する借用住宅の専用水道管が凍結によって損壊（注1）を受け、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合は、その修理費用を負担することによって被る損害に対して、この普通約款に従い、水道管修理費用保険金を支払います。ただし、第三者（注2）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注3）の専用水道管にかかわる水道管修理費用保険金は支払いません。  
 （注1）パッキンのみが生じた損壊を除きます。  
 （注2）保険契約者および被保険者以外の者をいいます。ただし、この保険契約が他人のためにする保険契約の場合には、保険契約者は第三者とします。なお、他人のためにする保険契約とは、被保険者が保険契約者と異なる場合の保険契約をいいます。  
 （注3）区分所有建物の共用部分を含みます。
- (3) 当会社は、保険契約証記載の借用住宅内にいる被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害に対して、他の被保険者、貸主との賃貸借契約における被保険者の連帯保証人本人および法定相続人が賃貸借契約に基づき、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担することによって被る損害に対して、この普通約款に従い、修理費用保険金を支払います。
- (4) 当会社は、保険契約証に記載された借用住宅内に備え付けられた洗面台の洗面ボウルに破損による損害が生じ、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担することによって被る損害に対して、この普通約款に従い、修理費用保険金を支払います。

**第51条（修理費用保険金を支払わない場合）**

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、第50条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ② 被保険者でない者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - ③ 保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両（注3）またはその積載物の衝突または接触

- (注1) 保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 (注2) 被保険者でない修理費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 (注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の発生またはこれらの特性による事故  
 (注1) これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。  
 (注2) 使用済燃料を含みます。  
 (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

#### 第52条 (修理費用保険金の支払額)

当会社が支払うべき第50条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金の額は、以下によります。

- (1) 同条(1)①から⑥までのいずれかに該当する事故による損害に対して、これを損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額を修理費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
- (2) 同条(2)の凍結による専用水道管の損壊に対して、これを損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額を修理費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。
- (3) 同条(3)の被保険者の死亡による借用住宅の汚損損害に対して、これを損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額を修理費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とします。
- (4) 同条(4)の洗面ボウルの破損に対して、これを損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用または交換費用のいずれか低い額を修理費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。

#### 第53条 (他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表3に掲げる修理費用保険金の種類ごとの支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を第50条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金として支払います。
  - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

#### 別表1 他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額

(1) 他の保険契約等がある場合の損害保険金の額

支払責任額の合計額	他の保険契約等の支払基準	損害保険金の額
他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が下表(2)の事故の種類ごとの支払限度額を超えない場合	—	この保険契約の支払責任額
他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が下表(2)の事故の種類ごとの支払限度額を超える場合	① 再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がある保険契約のみ	(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額の合計額を超えるときは、当会社は、次に定める額を損害保険金として支払います。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 他の保険契約等から損害保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額</li> <li>② 他の保険契約等から損害保険金または共済金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約等から支払われた損害保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</li> </ol>
	② ①以外の保険契約	再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない他の保険契約等による損害保険金の額 下表(2)の支払限度額 ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(2) 他の保険契約等がある場合の支払限度額

事故の種類	他の保険契約等がある場合の支払限度額
第38条(1)および(2)	1.火災 2.落雷 3.破裂または爆発 4.借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 5.給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水漏れ 6.騒ぎおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 7.風災、ひょう災または雪災
同条(3)	8.水災
同条(4)①	9.盗難 ① 通貨の盗難
同条(4)②	② 乗車券等の盗難
同条(4)③	③ 上記①および②以外の保険の対象の盗難
同条(5)	10.持ち出し家財に生じた事故

#### 別表2 他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払限度額

費用保険金の種類	支払限度額
第43条 残存物取片づけ費用保険金	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用の額を限度とします。
第44条 失火見舞費用保険金	1回の事故につき、10万円(注)に被災世帯の数を乗じた額を限度とします。 (注) 他の保険契約等において、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
第45条 ドアロック交換費用保険金	1回の事故につき、3万円(注)またはドアロックの交換に要した費用の額のうち低い額を限度とします。 (注) 他の保険契約等において、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
第46条 臨時宿泊費用保険金	1回の事故につき、20万円(注)または臨時宿泊費用の額のうち低い額を限度とします。 (注) 他の保険契約等において、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

別表3 他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払限度額

事故の種類	支払限度額
同条(1)①から⑧までの事故	1回の事故につき、100万円(注)または修理費用の額のいずれか低い額を限度とします。 (注)他の保険契約等において、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
同条(2)凍結による専用水道管の損壊	1回の事故につき、10万円(注)または修理費用の額のいずれか低い額を限度とします。 (注)他の保険契約等において、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
同条(3)被保険者の死亡による汚損損害	1回の事故につき、30万円(注)または修理費用の額のいずれか低い額を限度とします。 (注)他の保険契約等において、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
同条(4)洗面ボウルの破損	1回の事故につき、10万円(注)または修理費用ならびに交換費用の額のいずれか低い額を限度とします。 (注)他の保険契約等において、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

別表4 短期料率表

保険期間2年		保険期間1年		短期料率	
既経過月数	短期料率	既経過月数	短期料率	既経過月数	短期料率
1か月まで	1/24	13か月まで	13/24	1か月まで	1/12
2か月まで	2/24	14か月まで	14/24	2か月まで	2/12
3か月まで	3/24	15か月まで	15/24	3か月まで	3/12
4か月まで	4/24	16か月まで	16/24	4か月まで	4/12
5か月まで	5/24	17か月まで	17/24	5か月まで	5/12
6か月まで	6/24	18か月まで	18/24	6か月まで	6/12
7か月まで	7/24	19か月まで	19/24	7か月まで	7/12
8か月まで	8/24	20か月まで	20/24	8か月まで	8/12
9か月まで	9/24	21か月まで	21/24	9か月まで	9/12
10か月まで	10/24	22か月まで	22/24	10か月まで	10/12
11か月まで	11/24	23か月まで	23/24	11か月まで	11/12
12か月まで	12/24	24か月まで	24/24	12か月まで	12/12

(注) 10銭単位を四捨五入し円単位とした額を返還します。

修理費用拡張補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ガラス	借用住宅に取り付けられた板ガラスをいい、鏡は含みません。
修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
洗面化粧台	洗面ボウル、蛇口、シャワー、鏡、収納用キャビネット等が一体化した設備ユニットをいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、この特約を適用することについての合意があり、保険契約証にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (修理費用拡張補償保険金を支払う場合)

当会社は、普通約款第50条(修理費用保険金を支払う場合)(1)から(3)までに掲げる事故以外の不測かつ偶然な事故による借用住宅の損壊について、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等に基づきまたは緊急的に、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用を負担することによって被保険者に対して、この特約条項および普通約款に準じ、修理費用拡張補償保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合ならびに普通約款第50条(修理費用保険金を支払う場合)(1)から(3)までの修理費用保険金が支払われる場合を除きます。

第4条 (普通約款第50条(4)との関係)

普通約款第50条(4)に規定する洗面ボウルの損壊に対しては、この特約を優先的に適用します。修理費用拡張補償保険金が支払われる場合には、普通約款第50条(4)の修理費用保険金は支払いません。

第5条 (修理費用拡張補償保険金を支払わない場合)

(1)普通約款第51条(修理費用保険金を支払わない場合)の規定は、第3条(修理費用拡張補償保険金を支払う場合)の修理費用拡張補償保険金について準用します。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、修理費用拡張補償保険金を支払いません。

- 差押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化(注1)または性質による変化、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由またははねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 借用住宅の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用住宅を管理するものが、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。
- 借用住宅の使用もしくは管理を委託された者によって生じた損害。ただし、被保険者に修理費用拡張補償保険金を取得させた目的でなかった場合を除きます。
- 電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
- 借用住宅に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または借用住宅の汚損(注2)であって、借用住宅の機能に直接関係のない損害
- 電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の映像表示装置のみに生じた損害
- 風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入(注3)によって生じた損害
- 動物の飼育または一時的持込みによって生じた損害
- 水災によって生じた損害
- 借用住宅居住者の共同の利用に供せられるものによって生じた損害。ただし、被保険者が専ら使用権を有するものを除きます。  
(注1) 日常の使用に伴う摩擦、消耗または劣化を含みます。  
(注2) 落書きによる汚損を含みます。  
(注3) 隙間からの雨漏り等をいいます

(3)当会社は、被保険者が借用住宅を貸主に明け渡す際に発見された次のいずれかに該当する借用住宅の損壊によって被保険者が被った損害に対しては、修理費用拡張補償保険金を支払いません。

- 補修、交換、張替え等の対象となった畳、壁紙、ふすま、障子または床に生じた損壊
  - 清掃等の対象となった損壊
- (4)当会社は、被保険者が借用住宅を貸主に明け渡した後に発見された借用住宅の損壊によって被保険者が被った損害に対しては、修理費用拡張補償保険金を支払いません。
- (5)当会社は、借用住宅が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において被保険者が被った損害に対しては、修理費用拡張補償保険金を支払いません。
- 被保険者の心神喪失または指図
  - 借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合については除きます。

第6条 (修理費用拡張補償保険金の支払額)

当会社が支払うべき第3条(修理費用拡張補償保険金を支払う場合)の修理費用拡張補償保険金の額は、以下によります。

- ガラス、洗面化粧台、浴槽および便器の損害に対して、その損害の額を修理費用拡張補償保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
- その他不測かつ偶然な事故による借用住宅の損害に対して、その損害の額から保険契約証記載の免責金額を差し引いた額を修理費用拡張補償保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

第7条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- この特約が付帯された保険契約の保険期間の途中において、保険契約者からの申出により、この特約のみを解除することはできません。

第8条 (他の保険契約等がある場合の修理費用拡張補償保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を修理費用拡張補償保険金として支払います。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この特約の支払責任額
  - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
- (2)損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第9条 (支払保険金の合計額)

普通約款第38条(損害保険金を支払う場合)、同第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、同第44条(火災見舞費用保険金を支払う場合)、同第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、同第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)、同第50条(修理費用保険金を支払う場合)およびこの特約の支払保険金の合計額は、1回の事故につき、保険契約証記載の保険金額が限度となります。

第10条 (保険金支払後の保険契約)

(1)普通約款第38条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金、同第43条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)、同第44条(火災見舞費用保険金を支払う場合)、同第45条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)、同第46条(臨時宿泊費用保険金を支払う場合)の費

用保険金、同第50条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金およびこの特約の支払額の合計が1回の事故につき保険金額に達したときは、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生したときに終了します。

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、保険金の支払額は、保険期間中の累積で1,000万円が限度となります。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

#### 第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

#### 別表 他の保険契約等がある場合の修理費用拡張補償保険金の支払限度額

事故の種類	支払限度額
第6条(1)の事故	1回の事故につき、100万円（注）または修理費用の額のいずれか低い額を限度とします。 （注）他の保険契約等において、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
第6条(2)の事故	他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、1回の事故につき、損害の額から保険契約証記載の免責金額（注1）を差し引いた額を限度とします。ただし、この場合でも1回の事故につき、支払限度額100万円（注2）を限度とします。 （注1）他の保険契約等において、これと異なるものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。 （注2）他の保険契約等において、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

#### 修理費用拡張補償特約免責ゼロ特約

##### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、この特約を適用することについての合意があり、保険契約証にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

##### 第2条（免責金額の不適用）

当会社は、この特約により修理費用拡張補償特約第6条（修理費用拡張補償保険金の支払額）(2)に規定する免責金額を修理費用拡張補償保険金の支払額から差し引きません。

##### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

#### 被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害についての修理費用保険金の支払限度額引上げおよび遺品整理費用補償特約

##### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通約款	新・家財総合保険普通保険約款をいいます。
遺品	死亡した被保険者が所有および使用していた物品で遺品整理時において借用住宅内に残置されていた物をいいます。
遺品整理を行うべき者	被保険者の法定相続人、連帯保証人、相続財産管理人および借用住宅の賃貸借契約等において残置物を撤去する者等の定めがある場合のその者。ただし、賃貸借契約上の残置物を引き取るべき者の定めがある場合において、その者が貸主である場合を除きます。
遺品整理費用	借用住宅を貸主に明け渡し可能な状態に復するために遺品を整理、廃棄、売却または運送するために必要な費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う一時的な保管のための費用に限り含みます。

##### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、この特約を適用することについての合意があり、保険契約証にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

##### 第3条（被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害についての修理費用保険金の支払限度額引上げ）

当会社は、この特約条項に従い、普通約款第52条（修理費用保険金の支払額）(3)の規定にかかわらず、被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害についての修理費用保険金の支払限度額を1回の事故につき、1敷地内ごとに50万円とします。

##### 第4条（遺品整理費用保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者の死亡を原因として借用住宅の賃貸借契約が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品の整理を行うべき者が遺品整理のための費用を負担した場合は、その遺品整理費用に対して、この特約条項に従い、遺品整理費用保険金を支払います。

##### 第5条（遺品整理費用保険金を支払わない場合）

普通約款第51条（修理費用保険金を支払わない場合）の規定は、第4条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用保険金について準用します。

##### 第6条（遺品整理費用保険金の支払額）

当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに50万円を限度として、第4条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用の額を遺品整理費用保険金として支払います。

##### 第7条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- (3) この特約が付帯された保険契約の保険期間の中途において、保険契約者からの申出により、この特約のみを解除することはできません。

##### 第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

#### 継続特約

##### 第1条（特約の適用範囲）

この特約は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

##### 第2条（保険の対象の範囲）

この特約における保険の対象の範囲は、この特約が付帯された保険契約と同一とします。

##### 第3条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日（以下、満期日といいます。）より3か月前の日までに、保険契約者よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合には、この特約により、この保険契約は、第4条（継続契約の保険期間）に掲げる事項に基づき継続されるものとします。以後毎年（2年契約の場合は毎回とします。）同様とします。
- (2) (1)の規定により継続される保険契約（以下、継続契約といいます。）の保険期間の初日は、この保険契約の満期日の翌日とします。
- (3) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険継続証を保険契約者に交付します。

##### 第4条（継続契約の保険期間）

- (1) 継続契約の保険期間は、この保険契約と同一の年数とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、2年契約の場合において、当会社と保険契約者の合意に基づき、継続契約の保険期間を1年間とすることができず。

##### 第5条（継続契約の内容）

- (1) 前条（1）の規定による継続契約の内容は、この保険契約の内容と同一であるものとします。
- (2) 前条（2）の規定による継続契約の内容は、保険期間を除き、この保険契約の内容と同一であるものとします。

##### 第6条（継続後契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続保険料は、保険契約証記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

##### 第7条（継続保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が、継続保険料を払い込むべき当会社所定の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合には、当会社は、継続契約の保険期間が始まった後でも、保険料にその日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が（1）の継続保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。

##### 第8条（継続保険料不払の場合の継続契約の無効）

保険契約者が、継続保険料を払い込むべき当会社所定の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、継続契約の保険期間が始まった時から継続契約を無効とします。

##### 第9条（継続契約に適用される保険料および特約）

- (1) この保険契約に適用した保険料または特約が改定された場合には、当会社は、保険料または特約が改定された日以後、第3条（保険契約の継続）(1)の規定により保険期間が始まる継続契約の保険料または特約を変更します。
- (2) (1)の規定により継続契約の保険料または特約の変更を行う場合には、当会社は、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、保険契約者に対して書面により通知します。この場合において、保険契約者からの保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、この保険契約は継続されないとします。

##### 第10条（継続契約の告知義務）

第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当会社に告げなければならないとします。

- ① 保険契約申込書に記載した事項または保険契約証に記載された事項のうち普通約款の告知事項に該当する事項に変更があったとき。
- ② この保険契約の普通約款および付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。

##### 第11条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

##### 第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 通信販売特約

## 第1条 (保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付することによって保険契約の申込みをすることができるとします。
- (2) 当社が申込書の送付を受けた場合は、保険契約引き受けの可否を審査し、引き受けを行なうものについては、保険料支払い方法を明記した通知書を保険契約者に送付するものとします。

## 第2条 (保険の対象の範囲)

この特約における保険の対象の範囲は、この特約が付帯された保険契約と同一とします。

## 第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、申込書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込書を当会社に送付した後、保険料を当会社の定める日までに、次のいずれかの手続きにより払い込まなければなりません。
- ① 銀行振込
  - ② コンビニ払込票での払い

## 第4条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険契約証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

## 第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

当社は、当会社の定める日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

## 第6条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日 (以下、満期日とします。) より3か月前の日までに、保険契約者よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合には、この保険契約は、第7条 (継続契約の保険期間) に掲げる事項に基づき継続されるものとします。以後毎年 (2年契約の場合は毎回とします。) 同様とします。
- (2) (1)の規定により継続される保険契約 (以下、継続契約とします。) の保険期間の初日は、この保険契約の満期日の翌日とします。
- (3) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、保険継続証を保険契約者に交付します。

## 第7条 (継続契約の保険期間)

- (1) 継続契約の保険期間は、この保険契約と同一の年数とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、2年契約の場合において、当社と保険契約者の合意に基づき、継続契約の保険期間を1年間とすることができます。

## 第8条 (継続契約の内容)

- (1) 前条 (1)の規定による継続契約の内容は、この保険契約の内容と同一であるものとします。
- (2) 前条 (2)の規定による継続契約の内容は、保険期間を除き、この保険契約の内容と同一であるものとします。

## 第9条 (継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続保険料は、保険契約証記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続保険料を当社所定の払込期日までに払い込むものとします。

## 第10条 (継続保険料不払の場合の免責)

- (1) 保険契約者が、継続保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合には、当社は、継続契約の保険期間が始まった後でも、保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が (1)の継続保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。

## 第11条 (継続保険料不払の場合の継続契約の無効)

保険契約者が、継続保険料を払い込むべき当社所定の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、継続契約の保険期間が始まった時から継続契約を無効とします。

## 第12条 (継続契約に適用される保険料および特約)

- (1) この保険契約に適用した保険料または特約が改定された場合には、当社は、保険料または特約が改定された日以後、第6条 (保険契約の継続) (1)の規定により保険期間が始まる継続契約の保険料または特約を変更します。
- (2) (1)の規定により継続後契約の保険料または特約の変更を行う場合には、当社は、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、保険契約者に対して書面により通知します。この場合において、保険契約者からの保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第6条 (保険契約の継続) (1)の規定にかかわらず、この保険契約は継続されないものとします。

## 第13条 (継続後契約の告知義務)

第6条 (保険契約の継続) (1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当会社に告げなければなりません。

- ① 保険契約申込書に記載した事項または保険契約証に記載された事項のうち普通約款の告知事項に該当する事項に変更があったとき。
- ② この保険契約の普通約款および付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。

## 第14条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

## 第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれ

に付帯された他の特約の規定を準用します。

## 保険契約証および保険契約継続証不発行特約

## 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約の締結の際に、当社と保険契約者との間に、この保険契約の保険契約証および保険契約継続証 (以下、継続証とといいます。) を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

## 第2条 (保険契約証および継続証の不発行)

- (1) 当社は、この特約により、保険契約証および継続証を発行しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の保険期間の途中で、当社に対してこの保険契約の保険契約証および継続証の発行を請求することができます。
- (3) 当社は、(2)の請求により、この保険契約の保険契約証および継続証を発行した場合には、第3条 (保険契約証および継続証の記載事項の取扱い) の規定は適用しません。

## 第3条 (保険契約証および継続証の記載事項の取扱い)

当社は、この特約により、当社が定めるインターネットのホームページの画面に記載した事項を保険契約証および継続証の記載事項とみなして、この保険契約の普通約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

## 第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 賠償責任保険普通保険約款

## 第1章 総則

## 第1条 (用語の定義)

1.この普通保険約款(以下「約款」といいます。)において使用される用語の定義は次のとおりとします。ただし、別途定義のある場合は、このかぎりではありません。

- (1) 保険期間  
保険契約証に記載された保険期間をいいます。
- (2) 支払限度額  
保険契約証に記載された支払限度額をいいます。
- (3) 弊社  
この保険契約をお引き受けする「Chubb少額短期保険株式会社」をいいます。
- (4) お客様  
保険契約証に記載された、保険契約者をいいます。
- (5) 被保険者  
借用物件に入居し、この保険の補償の対象となられる次の方をいいます。  
イ、保険契約証に被保険者として記載された方。  
ロ、借用住宅を生活の本拠とする保険契約証記載の被保険者と同居する方。ただし、弊社との契約において保険契約証記載の被保険者である方は除きます。
- ハ、保険契約証記載の建物(借用住宅)にお客様である法人等(個人事業主を含みます。以下同様とします。)の役員または使用人(以下、従業員等といいますが)が居住する場合は、保険契約証に被保険者の記載がある場合を除き、お客様である法人の従業員等で保険契約証に記載の借用住宅に居住する方とします。ただし、弊社との契約において保険契約証記載の被保険者は除きます。
- (6) 借用住宅  
保険契約証に記載の被保険者の借用する建物または住戸室をいいます。
- (7) お客様の住所  
保険契約証に記載のお客様の住所をいいます。
- (8) 第三者  
お客様および被保険者以外の方をいいます。ただし、この保険契約が他人のためにする保険契約(被保険者がお客様と異なる場合をいいます。)の場合には、お客様は第三者とします。
- (9) 破裂または爆発  
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊または現象をいいます。
- (10) 継続契約  
保険契約の保険期間の終期日の翌日午前0時を、保険期間の始期日とする保険契約をいいます。
- (11) 暴動  
群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (12) 騒じょうまたはこれに類似の集団行動  
群集または多数の者の集団行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動にいたらないものをいいます。

## 第2条 (保険責任の始期および終期)

- 1.弊社の保険責任は、保険契約証記載の保険期間の始期日の午前0時に始まり、終期日の午後12時に終わります。
- 2.前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 3.弊社は、保険期間が始まった後であっても、この契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第3条 (保険金の支払限度額)

- 1.弊社が第2章借家人賠償責任担保条項および第3章個人賠償責任担保条項に基づき支払う保険金の合計額は、各補償条項の規定にかかわらず、保険期間中の累積で1,000万円が限度となります。

## 第2章 借家人賠償責任担保条項

## 第4条 (保険金を支払う場合)

- 1.弊社が、保険契約証記載の被保険者の借用住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げる事故(以下「事故」といいます。)により、滅失、火損または汚損(以下「損壊」といいます。)した場合において、被保険者が借用住宅についてその貸主(転貸人を含みます。以下同様とします。)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この約款に従い、保険金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 破裂または爆発

## 第5条 (保険金を支払わない場合)

- 1.弊社が、借用住宅が次に掲げる事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) お客様、被保険者またはこれらの方の法定代理人(お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
- (2) 被保険者の心神喪失(精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。)または指図

- (3) 借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この限りではありません。
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物質(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- 2.弊社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (2) 被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任

## 第6条 (支払保険金の範囲)

- 1.弊社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限りま。
- (1) 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払が命じられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (4) 被保険者が第8条(事故発生時の義務)第1項第1号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- (5) 第10条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (6) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第8条(事故発生時の義務)第1項第3号または第5章一般条項第42条(代位)第3項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

## 第7条 (支払額)

- 1.弊社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。ただし、次の各号の合計額が1,000万円を超えるときは、1,000万円を限度とします。
- (1) 前条(支払保険金の範囲)第1号に規定する損害賠償金の額。ただし、保険契約証に記載の支払限度額を限度とします。(2) 前条(支払保険金の範囲)第2号から第6号までに規定する費用

## 第8条 (事故発生時の義務)

- 1.お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方は、第4条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しななければならないとします。
- (1) 損害の発生および拡大の防止に必要な措置を講ずること。
- (2) 次の事項を遅滞なく、書面で弊社に通知すること。  
イ、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称  
ロ、事故の発生日時、場所または事故の状況について証人となる方がいる場合は、その方の住所および氏名または名称  
ハ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- 八、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- (3) 他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をするること。
- (4) 損害賠償請求を受けた場合には、あらかじめ弊社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- (5) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく弊社に通知すること。
- (6) 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)について遅滞なく弊社に通知すること。
- (7) 第1項から第6項までのほか、弊社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また弊社が行う損害または被害の調査に協力すること。

## 第9条 (事故発生時の義務違反)

- 1.お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、弊社は、次の金額を差し引いて損害賠償保険金を支払います。
- (1) 前条第1項に違反した場合は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- (2) 前条第2項または第5項から第7項までの規定に違反した場合は、それによって弊社が被った損害の額
- (3) 前条第3項に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。)をすることによって取得することができたと認められる額
- (4) 前条第4項に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

- 2.お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく前条第2項もしくは第7項の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第10条 (損害賠償責任解決の特則)

- 1.弊社は、被保険者が損害賠償の請求を受けた場合、弊社が被保険者に対して支払責任を負う

限度において、弊社の費用により、被保険者の同意を得て、損害賠償請求者からの損害賠償責任の解決に当たることができず。

2.前項の場合には、被保険者は弊社の求めに応じ、その遂行について弊社に協力しなければなりません。

3.弊社は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。

- (1) 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任額が、保険証券記載の支払限度額を明らかに超える場合
- (2) 損害賠償請求者が、弊社と直接、折衝することに同意しない場合
- (3) 正当な理由がなく被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

#### 第11条 (保険金の請求)

1.弊社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求者との間で、判決が確定した時、または裁判上と和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行わせることができます。

2.被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを弊社に提出しなければなりません。

- (1) 保険金の請求書
- (2) 賠償責任補償条項に係る保険金の請求に際しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- (3) 賠償責任補償条項における物動事故に係る保険金の請求に際しては、被害が生じたものの価額を確認できる書類、修理費用等に要する費用の見積書(既に支払われた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)
- (4) その他弊社が第12条(保険金の支払時期)第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定められたもの

3.被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる方のいづれかがその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- (1) 被保険者と別居の配偶者。(ただし、法律上の配偶者に限ります。)
- (2) 前号に規定する方がいない場合または前号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と生計を共にする別居の3親等内の親族
- (3) 第1号および第2号に規定する方がいない場合または第1号および第2号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、第2号以外の3親等以内の親族

4.第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。

5.弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、お客様または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6.お客様または被保険者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合には第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第12条 (保険金の支払時期)

1.弊社は、被保険者が請求完了日(被保険者が前条(保険金の請求)第2項および第3項の規定による手続きを完了した日を含みます。)からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- (5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために必要な事項

2.前項の確認をするため、次に掲げる事由または照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて、次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過するまでに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき期間を被保険者に対して通知するものとします。

- (1) 前条第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- (4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外の調査 180日

3.前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、お客様または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行なわなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した理由については、第1項または前項の期間に算入しないものと

します。

4.弊社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

5.保険法施行前に締結した保険契約において第4条(保険金を支払う場合)の事故が保険法施行日以降に発生した場合には、前項の規定を適用します。

#### 第13条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

1.他の保険契約等がある場合であっても、弊社は、この補償条項により支払うべき損害賠償保険金の額を支払います。

2.前項の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、弊社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ損害賠償保険金を支払います。

3.前項の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責額を差し引いた額とします。

#### 第14条 (先取特権)

1.第4条(保険金を支払う場合)の事故にかかわる損害賠償請求者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権(第6条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権は除きます。)について先取特権を有します。

2.弊社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行なうものとします。

- (1) 被保険者が、損害賠償請求者に対してその損害の賠償をした後に、弊社から被保険者に支払う場合(被保険者が賠償した金額を限度とします。)
- (2) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、弊社から直接、損害賠償請求者に支払う場合
- (3) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求者が第1項の先取特権行使したことにより、弊社から直接、損害賠償請求者に支払う場合
- (4) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、弊社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求者が承諾したことにより、弊社から被保険者に支払う場合(損害賠償請求者が承諾した金額を限度とします。)

3.保険金請求権(第6条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権は除きます。)、損害賠償請求者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(第6条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権は除きます。)を質権の目的とし、または第2項第3号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし第2項第1号または第4号の規定により被保険者が弊社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### 第15条 (損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整)

1.保険契約記載の支払限度額が、前条第2項第2号または第3号の規定により損害賠償請求者に対して支払われる限度と被保険者が第6条(支払保険金の範囲)の規定により弊社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、弊社は被保険者に対する損害賠償保険金の支払に先立って損害賠償請求者に対する保険金の支払を行うものとします。

#### 附則

1.第14条(先取特権)第1項および第2項の規定ならびに第15条(損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整)の規定は、保険法(平成20年法律第56号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

2.第14条(先取特権)第3号の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。)を目的とする質権を設定もしくは差し押さえがされた場合に適用します。

### 第3章 個人賠償責任担保条項

#### 第16条 (保険金を支払う場合)

1.弊社は、被保険者が日本国内において発生した次に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害(この条項においては傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。))または財物の滅失、盗損もしくは汚損(以下「財物の損壊」といいます。))に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この条項に従い、保険金を支払います。ただし、第2号の事故の損害については被保険者が保険契約記載の被保険者またはその方の同居する親族である場合に限ります。

- (1) 被保険者の借用住宅の使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者の日常生活(借用住宅以外に不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故

#### 第17条 (保険金を支払わない場合-その1)

1.弊社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) お客様、被保険者またはこれらの方の法定代理人(お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。))もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

#### 第18条 (保険金を支払わない場合-その2)

1.弊社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。))の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償

- 責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する方を除きます。
- (5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任
- (6) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (7) 被保険者の心身喪失（精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心身喪失を除きます。）に起因する損害賠償責任
- (8) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (9) 航空機、船舶、車両（原動力がもつた動力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

#### 第19条（支払保険金の範囲）

1. 弊社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限りします。
- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による合意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (4) 被保険者が第21条（事故発生時の義務）第1項第1号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- (5) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- (6) 第23条（損害賠償責任解決の特則）の規定より、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第21条（事故発生時の義務）第1項第3号または第5章一般条項第42条（代位）第3項の規定により、権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用

#### 第20条（保険金の支払額）

1. 弊社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。ただし、次の各号の合計額が1,000万円を超えるときは、1,000万円を限度とします。
- (1) 前条（支払保険金の範囲）第1号に規定する損害賠償金の額。ただし、保険契約証記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 前条（支払保険金の範囲）第2号から第7号までに規定する費用

#### 第21条（事故発生時の義務）

1. お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方は、第16条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しなければなりません。
- (1) 損害の発生および拡大の防止に必要な措置を講ずること。
- (2) 次の事項を遅滞なく、書面で弊社に通知すること。
- イ. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
- ロ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる方がいる場合は、その方の住所および氏名または名称
- ハ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- (3) 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
- (4) 損害賠償請求を受けた場合には、あらかじめ弊社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- (5) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく弊社に通知すること。
- (6) 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく弊社に通知すること。
- (7) 第1項から第6項までのほか、弊社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また弊社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

#### 第22条（事故発生時の義務違反）

1. お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、弊社は、次の金額を差し引いて損害賠償保険金を支払います。
- (1) 前条第1項に違反した場合は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- (2) 前条第2項または第5項から第7項までの規定に違反した場合は、それによって弊社が被った損害の額
- (3) 前条第3項に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることによって取得することができたと認められる額
- (4) 前条第4項に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
2. お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく前条第2項もしくは第7項の書類に事実と異なる記載をし、またその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第23条（損害賠償責任解決の特則）

1. 弊社は、被保険者が損害賠償の請求を受けた場合、弊社が被保険者に対して支払責任を負う

- 限度において、弊社の費用により、被保険者の同意を得て、損害賠償請求者からの損害賠償責任の解決に当たることができず、
2. 前項の場合には、被保険者は弊社の求めに応じ、その遂行について弊社に協力しなければなりません。
3. 弊社は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。
- (1) 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任額が、保険証券記載の支払限度額を明らかに超える場合
- (2) 損害賠償請求者が、弊社と直接、折衝することに同意しない場合
- (3) 正当な理由がなく被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

#### 第24条（保険金の請求）

1. 弊社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求者との間で、判決が確定した時、または裁判上和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これ行使することができるものとします。
2. 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを弊社に提出しなければなりません。
- (1) 保険金の請求書
- (2) 賠償責任補償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- (3) 賠償責任補償条項における対物事故に係る保険金の請求に関しては、被害が生じたものの価額を確認できる書類、修理費用等に関する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
- (4) その他弊社が第12条（保険金の支払時期）第1項に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定められたもの
3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる方のみであれば、その事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- (1) 被保険者と別居の配偶者。（ただし、法律上の配偶者に限ります。）
- (2) 前号に規定する方がいない場合または前号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と生計を共にする別居の3親等以内の親族
- (3) 第1号および第2号に規定する方がいない場合または第1号および第2号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、第2号以外の3親等以内の親族
4. 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。
5. 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、お客様または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要なものをしなければなりません。
6. お客様または被保険者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第25条（保険金の支払時期）

1. 弊社は、被保険者が請求完了日（被保険者が前条（保険金の請求）第2項および第3項の規定による手続きを完了した日）をいいます。）からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- (5) 全号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために必要な事項
2. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて、次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過するまでに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき期間を被保険者に対して通知するものとします。
- (1) 前条第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- (4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外の調査 180日
3. 前2項に掲げる必要事項の確認に際し、お客様または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した理由については、第1項または前項の期間に算入しないものと

- します。
4. 弊社が、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。
5. 保険法施行前に締結した保険契約において第16条（保険金を支払う場合）の事故が保険法施行日以降に発生した場合には、前項の規定を適用します。

#### 第26条（他の保険契約がある場合の支払額）

1. 他の保険契約等がある場合であっても、弊社は、この補償条項により支払うべき損害賠償保険金の額を支払います。
2. 前項の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、弊社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ損害賠償保険金を支払います。
3. 前項の損害の額が、それぞの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責額を差し引いた額とします。

#### 第27条（先取特権）

1. 第16条（保険金を支払う場合）の事故にかかわる損害賠償請求者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権（第19条（支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権は除きます。）について先取特権を有します。
2. 弊社が、次のいずれかに該当する場合には、保険金の支払を行なうものとします。
- (1) 被保険者が、損害賠償請求者に対してその損害の賠償をした後に、弊社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
  - (2) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、弊社から直接、損害賠償請求者に支払う場合
  - (3) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求者が第1項の先取特権行使したことにより、弊社から直接、損害賠償請求者に支払う場合
  - (4) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、弊社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求者が承諾したことにより、弊社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求者が承諾した金額を限度とします。）
3. 保険金請求権（第19条（支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権は除きます。）、損害賠償請求者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（第19条（支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権は除きます。）を質権の目的とし、または第2項第3号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし第2項第1号または第4号の規定により被保険者が弊社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### 第28条（損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整）

1. 保険契約証記載の支払限度額が、前条第2項第2号または第3号の規定により損害賠償請求者に対して支払われる保険金と被保険者が第19条（支払保険金の範囲）の規定により弊社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、弊社は被保険者に対する損害賠償保険金の支払に先立って損害賠償請求者に対する保険金の支払を行うものとします。

#### 附則

1. 第27条（先取特権）第1項および第2項の規定ならびに第28条（損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以降に事故が発生した場合に適用します。
2. 第27条（先取特権）第3号の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権（保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。）を目的とする質権を設定もしくは差し押さえがされた場合に適用します。

## 第4章 告知・通知義務

#### 第29条（告知義務）

1. お客様もしくは被保険者になる方またはこれらの方の代理人は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性を言います。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書に記載事項とすることによって弊社が告知を求めたもの（他の保険契約に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、弊社に事実を正確に告げなければなりません。
2. 弊社が、保険契約締結の際、お客様、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、お客様に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除する事ができます。
3. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 前項に規定する事実がなくなった場合
  - (2) 弊社が保険契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
  - (3) お客様または被保険者が、第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。なお、弊社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - (4) 弊社が前項の規定による解除の原因を知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結から5年を経過した場合。
4. 第2項の規定による解除が第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。この規定は、第36条（保険契約解除の効力）の規定とはかかわりありません。
5. 前項の規定は、第2項の事実に基づいて発生した第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

#### 第30条（ご契約後の通知義務）

1. 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、お客様または被保険者は、遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなく

なった場合には、弊社への通知の必要はありません。

- (1) 保険契約申込書または保険契約証に記載された告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に弊社が交付する書面等においてこの条件の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。
  - (2) この保険契約と重複する保険契約を締結したとき
2. 弊社が、お客様または被保険者が前項の事実が発生しているにもかかわらず、前項の手続きを怠った場合には、前項の事実が発生した時または、お客様もしくは被保険者がその発生の事実を知ったときから弊社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、お客様が前項の手続きを行ったとしても、弊社が承認していたと認められる場合は、保険金をお支払いします。
3. 第1項の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることを言います。以下同様とします。）が発生した場合において、お客様または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同項の通知をしなかったときは、弊社は、お客様に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
4. 前項の規定は、弊社が、同項の規定による解除の原因を知った時から1ヶ月を経過した場合、または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
5. 第3項の規定による解除が第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第36条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じたときから解除がなされた時までに発生した第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。
6. 前項の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
7. 第3項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この危険の引受範囲（弊社が交付する書面等により保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたものを言います。）を超えることとなった場合は、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
8. 前項の規定による解除が第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第36条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険の増加が生じたときから解除がなされた時までに発生した第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。

#### 第31条（お客様住所変更等）

1. お客様が保険契約証記載の住所または通知先を変更した場合は、お客様は、遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。
2. お客様は、弊社に対する通知および弊社の承認をもって、保険契約証記載の借用住宅を変更することができます。ただし、変更後の内容がこの保険契約の引受範囲を超えない場合に限ります。

#### 第32条（保険契約の無効）

1. 保険契約締結の際、次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約は無効とします。
- (1) お客様または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。
  - (2) お客様またはその代理人が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結したとき。

#### 第33条（保険契約の取消し）

1. お客様、被保険者またはこれらの方の代理人の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合に、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第34条（お客様による保険契約の解除）

1. お客様は、弊社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除する事ができます。ただし保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、この解除権は、質権または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第35条（重大事由による解除）

1. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除する事ができます。
- (1) お客様または被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行なおうとしたこと。
  - (3) お客様または被保険者が、次のいずれかに該当するとき。
    - Ⅰ. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
    - Ⅱ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - Ⅲ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
    - Ⅳ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - Ⅴ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - (4) 第1号から第3号までに掲げるものほか、お客様または被保険者が、第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に弊社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、

暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2. 第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後に第1項の規定による解除がなされた場合であっても、第1項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の事故に対する損害に対しては、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に支払ったときは、弊社は、その返還を請求することができます。この規定は、次の条の規定とはかかわりありません。

3. お客様または被保険者が第1項第3号イからホ、までのいずれかに該当することにより第1項の規定による解除がなされた場合には、第2項の規定は、次の損害については適用しません。

- (1) 第1項第3号イイからホ、までのいずれかに該当しない被保険者に生じた損害
- (2) 第1項第3号イイからホ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第36条（保険契約解除の効力）

1. 保険契約の解除は、将来に向けてのみその効力を生じます。

#### 第37条（保険料の返還・契約無効の場合）

1. 第32条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、弊社は、保険料を返還しません。

#### 第38条（保険料の返還・取消の場合）

1. 第33条（保険料の取消し）の規定により、弊社が保険契約を取り消した場合には、弊社は、保険料を返還しません。

#### 第39条（保険料の返還・契約解除の場合）

1. 第29条（告知義務）第2項、第30条（通知義務）第3項もしくは第7項、第35条（重大事由による解除）第1項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、弊社は、未經過期間に対し日割りをもって計算した保険料を返還します。

2. 第34条（お客様による保険契約の解除）の規定により、お客様が保険契約を解除したときは、弊社は、保険料から既経過期間に対し別表1に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## 第5章 一般条項

#### 第40条（時効）

1. 保険金請求権は、第11条（保険金の請求）第1項および第24条（保険金の請求）第1項に定めるときの日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第41条（評定人および裁定人）

1. 保険価額または損害の額について、弊社とお客様、被保険者または保険金を受け取るべき方との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評定人の判断に任せます。この場合において、評定人の間で意見が一致しないときは、双方の評定人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

2. 当事者は、自己の選定した評定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつこれを負担するものとします。

#### 第42条（代位）

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は弊社に移転します。ただし移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 弊社が損害の額を全額として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
- (2) 前号以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2. 前項第2号の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3. お客様および被保険者は、弊社が取得する前2項の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、弊社に協力するために必要な費用は、弊社の負担とします。

#### 第43条（保険金支払後の保険契約）

1. 弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、保険金の支払額は、保険期間中の累積で1,000万円が限度となります。

#### 第44条（保険契約の継続）

1. 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。）に、保険契約申込書に記載した事項および保険契約証に記載された事項に変更があったときには、お客様または被保険者またはこれらの代理人は、書面をもってこれを弊社に告げなければなりません。この場合の告知については、第29条（告知義務）の規定を適用します。

2. 保険契約の継続の場合には、新たに保険契約証を発行しないで、従前の保険契約証と保険契約継続証とをもってこれに代えるものとします。

3. 第2条（保険責任の始期および終期）第3項の規定は、継続保険契約の保険料についてもこれを適用します。

#### 第45条（継続契約の保険料払込）

1. お客様は、継続契約の保険料の全額を、弊社所定の払込期日までに払い込むものとします。

#### 第46条（継続契約に適用される制度・利率等の見直し）

1. 弊社は、第44条（保険契約の継続）第1項により、お客様に継続契約についての通知を行なうに際し、本保険約款、保険契約引受に関する制度または保険料率等（以下「制度・利率等」という。）の見直しを行なうことがあります。

2. 弊社は、前項の見直しを行なった場合には、満期更新通知書にその旨を記載する事により、お客様に通知します。また、その場合は見直しが行なわれた制度・利率等を継続契約の始期日から適用します。

3. 弊社は、第44条（保険契約の継続）第1項の規定にかかわらず、保険金支払の著しい増加等により、継続契約の引受けが困難になったときは、お客様に対する書面での通知により保険契約の継続をお断りすることがあります。

#### 第47条（保険料の増額または保険金額の減額および支払保険金の削減）

1. 弊社は、保険期間中において、保険金の支払が増加し保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、期間中のあるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 弊社は、保険金の支払事由に該当するにも拘らず、想定外の事象発生により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、弊社が定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

3. 弊社は、保険料の増額または保険金額減額、保険金の削減払いを行う場合は、お客様に書面により通知します。

#### 第48条（共済契約の取り扱い）

1. 第13条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）、第26条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）、第29条（告知義務）第1項、または第38条（保険金の支払時期）第1項の規定の適用については、第4条（保険金を支払う場合）および第16条（保険金を支払う場合）の損害を補償する共済契約は、これを保険契約に含めるものとします。

#### 第49条（弊社重複契約）

1. お客様は、被保険者を同一とし、保険期間の全部または一部が重なる複数の保険契約を弊社に申し込むこと（以下「弊社重複契約」といいます。）はできません。

2. 弊社重複契約が生じた場合、当該契約のうちいずれかの契約を無効とします。

3. 前項において、弊社重複契約となった保険契約については、重複した期間に対し日割をもって計算した保険料をお客様に返還します。

4. 弊社は、第1項の規定により無効となった保険契約について、すでに、保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

#### 第50条（お客様または被保険者が複数の場合の取扱い）

1. この保険契約について、お客様または被保険者が2名以上であるときは、当社は、代表者1名を定めることを行うことができます。この場合において、代表者は他のお客様または被保険者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、お客様または被保険者の中の1名に対して行う弊社の行為は、他のお客様または被保険者に対して有効力を有するものとします。

3. お客様または被保険者が2名以上である場合には、おのおのお客様または被保険者は連帯してこの契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第51条（訴訟の提起）

1. この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第52条（準拠法）

1. この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

#### 別表1 短期利率表

保険期間2年			保険期間1年		
既経過月数	短期利率	既経過月数	短期利率	既経過月数	短期利率
1か月まで	1/24	13か月まで	13/24	1か月まで	1/12
2か月まで	2/24	14か月まで	14/24	2か月まで	2/12
3か月まで	3/24	15か月まで	15/24	3か月まで	3/12
4か月まで	4/24	16か月まで	16/24	4か月まで	4/12
5か月まで	5/24	17か月まで	17/24	5か月まで	5/12
6か月まで	6/24	18か月まで	18/24	6か月まで	6/12
7か月まで	7/24	19か月まで	19/24	7か月まで	7/12
8か月まで	8/24	20か月まで	20/24	8か月まで	8/12
9か月まで	9/24	21か月まで	21/24	9か月まで	9/12
10か月まで	10/24	22か月まで	22/24	10か月まで	10/12
11か月まで	11/24	23か月まで	23/24	11か月まで	11/12
12か月まで	12/24	24か月まで	24/24	12か月まで	12/12

(注) 10銭単位を四捨五入し円単位とした額を返還します。

## 借家人賠償責任拡張担保特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、この特約を適用することについての合意があり、保険契約証にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（借家人賠償責任拡張担保特約保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下、「賠償責任普通約款」といいます。）

第4条（保険金を支払う場合）に掲げる事故に加え、次の各号に掲げる事故により、被保険者とその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約に従い、借家人賠償責任拡張担保特約保険金を支払います。

- ① 借住住宅内における被保険者の死亡を原因（注1）として借住住宅の汚損損害が発生したとき。
- ② 借住住宅内における被保険者の死亡を原因（注1）として賃貸借契約が終了する場合において、借住住宅内に残された遺品を整理しなければならぬとき。  
なお、遺品を整理しなければならぬときは次の場合をいいます。  
ア. 遺品整理を行うべき者（注2）が、遺品整理を行うとき。  
イ. 遺品整理を行うべき者（注2）が賃貸借契約に基づく借住住宅の明け渡しを速やかに

履行しないとき、または遺品整理すべきもの（注2）がないために借用住宅に残留されている被保険者の遺品を当該借用住宅の貸主において整理しなければならなかったとき。

- (注1) 死亡については、その原因を問いません。  
 (注2) 被保険者の連帯保証人または法定相続人をいひ、相続財産管理人もしくは借用住宅の賃貸借契約上、残置物を引き取るべき者の定めがある場合は、その者を含みます。ただし、賃貸借契約上の残置物を引き取るべき者の定めがある場合において、その者が貸主である場合を除きます。

**第3条 (借家人賠償責任拡張担保特約保険金の支払額)**

当会社が、1回の事故につき、1敷地内ごとに支払うべき保険金の額は、次の各号の合計額とします。

- ① 前条（借家人賠償責任拡張担保特約保険金を支払う場合）①については、1回の事故につき、1敷地内ごとに支払限度額を50万円とします。
- ② 前条（借家人賠償責任拡張担保特約保険金を支払う場合）②については、1回の事故につき、1敷地内ごとに支払限度額を50万円とします。

**第4条 (借家人賠償責任拡張担保特約を保たない場合)**

賠償責任普通約款第5条（保険金を支払わない場合）の規定は、第2条（借家人賠償責任拡張担保特約保険金を支払う場合）の借家人賠償責任拡張担保特約保険金について準用します。

**第5条 (貸主の直接請求権)**

- (1) 第2条（借家人賠償責任拡張担保特約保険金を支払う場合）に掲げる賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、貸主は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、貸主に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当社がこの特約および賠償責任普通約款の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額を限度とします。
  - ① 被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と貸主との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - ② 被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と貸主との間で、書面による合意が成立した場合
  - ③ 貸主が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべき者が存在し、その義務を速やかに履行しないとき
  - ⑤ 被保険者が死亡し、かつ法定相続人および法定相続人以外の法律上の賠償責任を負担すべきものがない場合
- (3) この条において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次の①または②のいずれか一方または両方 ① 被保険者が貸主に対して既に支払った損害賠償金の額 ② 他の保険契約等により保険金または共済金が支払われる場合の額	=	損害賠償額
-----------------------------	---	--	---	-------

- (4) 貸主の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、貸主に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) ②または（7）の規定に基づき当社が貸主に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) ①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が支払限度額を超えると認められる時以後、貸主は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。  
 (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、（2）および（6）の規定にかかわらず、当社は、貸主に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当社がこの特約および賠償責任普通約款の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
  - ① 貸主が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその他の賠償義務者とも折衝することができないと認められるとき。
  - ② 当社への損害賠償額の請求について、貸主と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合  
 (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

**第6条 (損害賠償額の請求)**

- (1) 当社に対する損害賠償請求権は、前条（2）①から⑤までのいずれかに該当する時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 貸主が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
  - ① 損害賠償額の請求書
  - ② 当社の定める事故状況報告書
  - ③ 示談書その他これに代わるべき書類
  - ④ 損害を証明する書類
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額に応じ、貸主に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 貸主が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

**第7条 (損害賠償額の支払時期)**

- (1) 貸主が第5条（貸主の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、貸主に対して損害賠償額を支払います。
  - ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および貸主に該当する事実
  - ② 損害賠償額が支払られない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ 被保険者の法定相続人およびその他の賠償義務者の有無
  - ⑥ ①から⑤までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について貸主が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項  
 (注) 貸主が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を貸主にに対して通知するものとします。
  - ① (1)①から⑥までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
  - ② (1)①から⑥までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑥までの事項の確認のための調査 60日
  - ④ (1)①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日  
 (注1) 貸主が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。  
 (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。  
 (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、貸主が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。  
 (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

**第8条 (損害賠償請求権の行使期間)**

第5条（貸主の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と貸主との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 貸主が被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

**第9条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)**

他の保険契約がある場合の保険金の支払額は、賠償責任普通約款第13条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定を準用します。

**第10条 (準用規定)**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された賠償責任普通約款および他の特約の規定を準用します。

継続特約

**第1条 (特約の適用範囲)**

この特約は、当社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

**第2条 (保険の対象の範囲)**

この特約における保険の対象の範囲は、この特約が付帯された保険契約と同一とします。

**第3条 (保険契約の継続)**

(1) この保険契約の満了する日（以下、満期日といいます。）より3か月前の日までに、保険契約者よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合には、この特約により、この保険契約は、第4条（継続契約の保険期間）に掲げる事項に基づき継続されるものとします。以後毎年（2年契約の場合は毎回とします。）同様とします。

- (2) (1)の規定により継続される保険契約（以下、継続契約といいます。）の保険期間の初日は、この保険契約の満期日の翌日となります。
- (3) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、保険継続証を保険契約者に交付します。

**第4条 (継続契約の保険期間)**

- (1) 継続契約の保険期間は、この保険契約と同一の年数とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、2年契約の場合において、当社と保険契約者の合意に基づき、継続契約の保険期間を1年間とすることができます。

**第5条 (継続契約の内容)**

- (1) 前条（1）の規定による継続契約の内容は、この保険契約の内容と同一であるものとします。

(2) 前条(2)の規定による継続契約の内容は、保険期間を除き、この保険契約の内容と同一であるものとします。

#### 第6条 (継続後契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続保険料は、保険契約証記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

#### 第7条 (継続保険料不払の場合の免責)

- (1) 保険契約者が、継続保険料を払い込むべき当会社所定の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合には、当会社は、継続契約の保険期間が始まった後も、保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の継続保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。

#### 第8条 (継続保険料不払の場合の継続契約の無効)

- (1) 保険契約者が、継続保険料を払い込むべき当会社所定の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、継続契約の保険期間が始まった時から継続契約を無効とします。

#### 第9条 (継続契約に適用される保険料および特約)

- (1) この保険契約に適用した保険料または特約が改定された場合には、当会社は、保険料または特約が改定された日以後、第3条(保険契約の継続)(1)の規定により保険期間が始まる継続契約の保険料または特約を変更します。
- (2) (1)の規定により継続契約の保険料または特約の変更を行う場合には、当会社は、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、保険契約者に対して書面により通知します。この場合において、保険契約者からの保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条(保険契約の継続)(1)の規定にかかわらず、この保険契約は継続されないものとします。

#### 第10条 (継続契約の告知義務)

第3条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当会社に告げなければなりません。

- ① 保険契約申込書に記載した事項または保険契約証に記載された事項のうち普通約款の告知事項に該当する事項に変更があったとき。
- ② この保険契約の普通約款および付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。

#### 第11条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

#### 第12条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 通信販売特約

#### 第1条 (保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付することによって保険契約の申込みをすることができるとします。
- (2) 当会社が申込書の送付を受けた場合は、保険契約引き受けの可否を審査し、引き受けを行なうものについては、保険料支払い方法等を明記した通知書を保険契約者に送付するものとします。

#### 第2条 (保険の対象の範囲)

この特約における保険の対象の範囲は、この特約が付帯された保険契約と同一とします。

#### 第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、申込書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込書を当会社に送付した後、保険料を当会社の定める日までに、次のいずれかの手続きにより払い込まなければなりません。
  - ① 銀行振込
  - ② コピー払込票での払い

#### 第4条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険契約証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

#### 第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

当会社は、当会社の定める日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第6条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日(以下、満期日とします。)より3か月前の日までに、保険契約者よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合には、この保険契約は、第7条(継続契約の保険期間)に掲げる事項に基づき継続されるものとします。以後毎年(2年契約の場合は毎回とします。)同様とします。
- (2) (1)の規定により継続される保険契約(以下、継続契約といいます。)の保険期間の初日は、この保険契約の満期日の翌日とします。
- (3) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険継続証を保険契約者に交付します。

#### 第7条 (継続契約の保険期間)

- (1) 継続契約の保険期間は、この保険契約と同一の年数とします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、2年契約の場合において、当会社と保険契約者の合意に基づき、継続契約の保険期間を1年間とすることができます。

#### 第8条 (継続契約の内容)

- (1) 前条(1)の規定による継続契約の内容は、この保険契約の内容と同一であるものとします。
- (2) 前条(2)の規定による継続契約の内容は、保険期間を除き、この保険契約の内容と同一であるものとします。

#### 第9条 (継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続保険料は、保険契約証記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続保険料を当会社所定の払込期日までに払い込むものとします。

#### 第10条 (継続保険料不払の場合の免責)

- (1) 保険契約者が、継続保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合には、当会社は、継続契約の保険期間が始まった後も、保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の継続保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。

#### 第11条 (継続保険料不払の場合の継続契約の無効)

- (1) 保険契約者が、継続保険料を払い込むべき当会社所定の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、継続契約の保険期間が始まった時から継続契約を無効とします。

#### 第12条 (継続契約に適用される保険料および特約)

- (1) この保険契約に適用した保険料または特約が改定された場合には、当会社は、保険料または特約が改定された日以後、第6条(保険契約の継続)(1)の規定により保険期間が始まる継続契約の保険料または特約を変更します。
- (2) (1)の規定により継続後契約の保険料または特約の変更を行う場合には、当会社は、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、保険契約者に対して書面により通知します。この場合において、保険契約者からの保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第6条(保険契約の継続)(1)の規定にかかわらず、この保険契約は継続されないものとします。

#### 第13条 (継続後契約の告知義務)

第6条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当会社に告げなければなりません。

- ① 保険契約申込書に記載した事項または保険契約証に記載された事項のうち普通約款の告知事項に該当する事項に変更があったとき。
- ② この保険契約の普通約款および付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。

#### 第14条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

#### 第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 保険契約証および保険契約継続証不発行特約

#### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、この保険契約の保険契約証および保険契約継続証(以下、継続証といいます。)を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

#### 第2条 (保険契約証および継続証の不発行)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約証および継続証を発行しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の保険期間の途中で、当会社に対してこの保険契約の保険契約証および継続証の発行を請求することができます。
- (3) 当会社は、(2)の請求により、この保険契約の保険契約証および継続証を発行した場合には、第3条(保険契約証および継続証の記載事項の取扱い)の規定は適用しません。

#### 第3条 (保険契約証および継続証の記載事項の取扱い)

当会社は、この特約により、当会社が定めるインターネットのホームページの画面に記載した事項を保険契約証および継続証の記載事項とみなして、この保険契約の普通約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

#### 第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。